

平成22年川俣町議会第8回定例会会議録

平成22年川俣町議会第8回定例会は、12月9日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 高橋道弘君	2番 高橋真一郎君	3番 鳴原利光君
4番 高橋道也君	5番 菅野清一君	6番 齋藤博美君
7番 昆久美子君	8番 菅野意美子君	9番 新関善三君
10番 黒沢敏雄君	11番 三浦浩一君	12番 五十嵐謙吉君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 高野善兵衛君
16番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君
監査委員	斎藤庸夫君		

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	高橋清美	書記	橋本文雄
--------	------	----	------

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

- 議報告第 6号 例月出納検査の結果報告について
- 議報告第 7号 農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告
- 報告第 9号 寄附採納報告
- 議案第 97号 川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」設置及び管理に関する条例（説明）
- 議案第 98号 川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 99号 福島地方広域行政事務組合規約の変更について（説明）
- 議案第100号 福島地方広域行政事務組合の解散について（説明）
- 議案第101号 福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について（説明）
- 議案第102号 平成22年度川俣町一般会計補正予算（第5号）（説明）
- 議案第103号 平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）（説明）
- 議案第104号 平成22年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号）（説明）
- 議案第105号 平成22年度川俣町水道事業会計補正予算（第4号）（説明）

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成22年第8回川俣町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。会議規則第118条の規定により、議長において5番議員 菅野清一君、6番議員 齋藤博美君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河清君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の石河でございます。本定例会の会期及び審議日程につきまして、去る12月6日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から15日までの7日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査及び定期監査の結果報告と寄附採納等の報告を受けます。次に、一般議案5件、平成22年度一般会計、介護保険特別会計、奨学資金特別会計、水道事業会計の補正予算4件について、提案内容の説明を受け、正午ごろ散会の予定であります。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第2日目の10日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。第3日目の11日は土曜日、第4日目の12日は日曜日のため休会といたします。第5日目の13日、月曜日は午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は6名の方を予定しております。第6日目の14日、火曜日は、午前10時に本会議を開議し、前日に引き続き一般質問を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は5名の方を予定しております。なお、本会議終了後は各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。本定例会最終日であります第7日目の15日、水曜日は、午前10時から正午まで各常任委員会を開催していただきます。なお、追加議案等が予定されておりますので、午後1時から議会運営委員会等を開催いたします。その後、本会議を午後3時に開議し、各常任委員長から請願・陳情の審査結果などについて報告を受けた後、一般議案5件、平成22年度補正予算4件について、質疑・討論・採決を行います。その後、追加議案等が予定されておりますので、これらをすべて議了して、午後5時ごろ閉会の予定であります。

以上のとおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

て、報告といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま石河議会運営委員長からの報告いたしました日程で
ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、7日間と決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3，本定例会に付議されました議案は、お手もとに配
付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4，町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。

本日、ここに、平成22年第8回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、
議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜りましたことに心からお礼を申し上げ
ます。

本定例会に提出いたします案件は、報告1件のほか、議案は川俣町自然体験宿泊
施設「おじまふるさと交流館」設置及び管理に関する条例など9件でございますが、
これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、3期目の町政を預らせて
いただくことにあたっての所信の一端を述べさせていただきます。

さて、私は、10月の町長選挙におきまして、町民皆様の厚いご支持、力強いご
支援をいただきまして、町長として3期目の当選の栄に浴し、引き続き町政を担う
こととなりました。責任の重大さに思いをいたし、身の引き締まる気持ちでありま
す。多くの皆様からお寄せいただきました信頼と期待にこたえるため、新たな決意
をもって、「人が元気、地域が元気、元気いっぱい、笑顔いっぱい」の進化するま
ちづくりに全力を傾注してまいり所存であります。これまでの2期8年間を振り返
りますと、皆様の強い支持を得ながら議員各位、職員のご理解のもと、ムダを省き、
徹底した行政改革に取り組みまして、厳しかった財政危機を打開し、お蔭様で皆様
とお約束をいたしました教育関連事業では、給食センター建設をはじめ、幼保一体
化による幼稚園における保育の拡充、中学生までの医療費の無料化等、子育て支援
の充実、児童、生徒の体力の向上や確かな学力と豊かな心を育む教育、また、体力、
学力の向上や川俣中学校、富田幼稚園の耐震化、学校情報網の整備、そして、各町
内の道路や光通信網、高齢者福祉施設の整備、産学官連携による町内企業力の強化、
雇用対策等、きめ細かな自立のまちづくりが一步一步前進しているものと思ってい
ます。しかし、内外とも大激動の時代に入った今、わが国の政治、経済情勢は、
国際関係、年金、医療、福祉、教育、雇用問題等々、課題山積の中にあり、地方公
共団体の行財政へもこれから大きな影響を及ぼす状況にあります。今、何が川俣
町にとって大事なのかを考えたとき、それは、子供からお年寄りまで安全、安心な

日々の暮らしを守る生活環境の構築にあると考えております。そのため、一層の行財政改革による行政の質の向上を図りながら、次世代を担う子供たちを心身ともにたくましく、しっかり育むこと。また、若者が夢と希望が持てる誰もが安心して年を重ねることができる環境の整備、地域の特性を活かした農業及び商工業の振興による雇用の場の確保、更に心に潤いと安らぎを与える生きる力を育む文化やスポーツの振興に努めながら、町民力を活かした協働のまちづくりに誠心誠意全力を傾注して取り組みつつ、人づくり、夢づくり、未来づくり、そして、次代につなぐ本当に住んで良かったと実感できるまちづくり、町民一人ひとりの意見を大切にす誠実な行政で、全町民協働の力で作る「人にやさしいまちづくり」を進めてまいり考えてあります。川俣町には、多くの先人の苦勞のうえに築かれてきました歴史と伝統、文化があります。私は、これまで町民皆様とともにまちづくりを進めてきた中で、町民皆さんが持つ潜在的な力と町を愛する心、まちづくりへの熱意の強さを感じてまいりました。この度文部科学大臣賞を受賞されました川俣町老人クラブ連合会による見守り隊は、5年前、老人クラブ連合会の役員の方々が学校ボランティア活動として主体的に発案し、組織し、活動されておりました。登下校中における児童生徒の安全の確保並びに町民の自主防犯意識の高揚と交通事故の防止、更には児童生徒とのあいさつ運動を通して心の交流を図るなど、積極的なこれまでの活動が認められまして、文部科学大臣表彰を受賞されたのであります。また、女性団体による各種ボランティア活動、地区の有志の皆さんによる中央公園の清掃、整備活動、自治会におきましては農地・水・環境保全活動やそれぞれの地域の人々の生活に根ざした歴史文化発掘事業、花いっぱい運動、クリーン作戦、環境美化活動、道・川サポート制度など、町民総参加でまちづくりに参画をいただいております。このような町民の皆さんが自らのまちづくりに取り組む姿勢から、私は、総合的な町民力を、まちづくりの広がり、確かな将来の芽を強く感じてまいりました。そして、皆さんのまちづくりへの思いと町を愛する心、互いに協力しあう気持ちによって、川俣町は、厳しい中にも町民の皆様と共感できる町民総参加のまちづくりが進んできているものと考えております。4年前、私は、自立のまちづくりを選択したことにより、平成19年を自立元年と位置づけし、計画期間を平成20年度から平成24年度までの5年間とする「みんなで作るまちづくり計画」を策定し、住民自治の原点に立ち、町民力を活かしたまちづくりを進めてまいりました。以来、3年目の第3四半期末を迎えておりますが、まちづくり計画の進行管理要綱に基づき、四半期ごとに重点事業の執行状況について進行管理を行う中で、各事業ともおおむね順調に進んでいることを定期的に確認してきているところでございます。この計画に基づき、子育て支援につきましては、保護者の皆さんが安心して子育てに専念できる環境づくりがとても大切であると考え、中学生までの医療費無料化や待機児童ゼロを目指す取り組みとして、川俣南幼稚園において幼稚園と保育園の機能を併せ持った幼保一体化を進めた結果、待機児童ゼロという子育て環境の向上を実現することができました。また、県内初の子宮頸がんワクチン接種に対する補助事

業も行い、子どもたちの輝く未来が奪われないよう、今後も支援事業を続けてまいりたいと考えております。産業の振興につきましては、川俣町を代表するイベントの絹市が、今年は念願でありました農・工・商が一体となり開催することができました。今年で3回目となった川俣マテリアル交流会の産業交流フェアが絹市に合わせて開催されたことにより、言わば、川俣町を支える産業が絹市に集結した大変意義のある催しへと一歩踏み出すことができたものと思っております。この連携が、新たな風を巻き起こす大きな一歩になればと切に願っているところでございます。しかし、世界的な金融危機から回復基調が見えてきたところへ急激な円高となり、輸出関連型が多い本町の製造業へも大きな影響を与えております。工業分野における受注状況は厳しく、年明け以降は受注減少が見込まれるなど、先行き不透明な状況下ではありますが、町内企業と直結する発注側企業との信頼関係を深めるため、今まで以上に町内企業間の連携や補完を図ることで、より高度な完成品や部品を製造する企業力の向上を図る体制づくりへの支援を進めていかなければならないと考えております。農業では、米価につきましては、今年度からスターとしました農業者戸別所得補償制度による補完が年度末になりますが、現時点では全農の引渡し金の単価が昨年と比較いたしまして、こしひかりが2割程度、ひとめぼれが3割程度の減額となっております。葉タバコは昨年とほぼ同じ収量となっております。青果物、花き等につきましては収量は落ち込んだものの、また、需要期には対応できなかったものなどもありましたが、価格は昨年と同等か、また、若干上回っているとのことでもあります。また、チェリートマトは、近年にない豊作、販売額になったとのことでもあります。町の伝統産業であります葉タバコをはじめ、川俣シャモやタラの芽、チェリートマト、小菊などの花き栽培など、川俣の風土が作り出す特産品は、町外の方にも広く知っていただいております。最近ではニンニク栽培に着目した農家が青森の農家のアドバイスのもと、ここでしか作れない良質なニンニクづくりをと、そして、将来は農業の6次化、商品化を高め、加工から販売する農業を目指して、意欲的に取り組んでおります。また、町内の畜産農家が全国から選ばれて、肉用牛繁殖経営優秀賞を受賞するなど、明るい話題に力強く思っているところでございます。しかし、遊休農地対策、農業後継者問題等々、課題も多い中、ここにきて国が例外なき関税撤廃のTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加検討を表明したことは、本町のみならず、全国の農家、農業者へ大きな衝撃を与えました。特に本町のような中山間地に位置する農業にとっては死活問題であり、農林漁業、農村漁村のみならず、地域経済、社会そのものの崩壊につながるため、参加すべきでないとして、去る12月1日の全国町村長大会において決議し、国への要望活動を行ってまいりました。今後とも農業を守り、発展、振興策の充実に努めてまいらなければならないと考えているところでございます。商業に関しましては、一部ではエコポイントの効果もあり、売り上げが伸びたところもありますが、全般的には低調の状況が続いております。商店街の空き店舗対策事業には、調査が終わり具体的な事業に入っております。わずかながら動きが出てきておりますが、課題となった

撤退された生協跡地活用について、町内のフアンズさんが、食料品中心の中型店舗として開店され、賑わいを取り戻したことは、中心市街地活性化の大きな力となっております。こうした中であって、商工会が中心となり、中心市街地活性化支援事業を活用した賑わいと誘客を図るまちなかイルミネーション事業を展開しております。先日の12月4日、5日には、「お手姫の街、光きらめき物語パート2」と題して絹蔵を中心とした、きらびやかなイルミネーションの点灯式と二つのイベントが行なわれました。各商店会や農商工連携による川俣シャモスープやあぶくまにんにく焼き等のご当地グルメの試作や福島学院大学生によるハンドベル演奏、フォルクローレバレエ団による「踊るイルミネーション」など、大変にぎやかに行われました。イルミネーションの規模も年々拡大させてきており、厳しい中、熱心に取り組んでおられる関係者の熱意に敬意を表し、今後の展開に大きく期待を寄せているところでございます。

次に、教育、生涯学習の充実につきましては、かわまた教育推進プランとして、①読み聞かせ・読書学習プラン、②土曜・長期学習プラン、③集団体験学習プランの三つにより、子どもたちが創造性豊かに育つよう、効果的に学習計画の推進を行っております。中でも集団体験学習は、幼稚園、保育園児から中学生までの全ての子どもたちが集団生活を体験しており、人を思いやる心を育み、普段の友達同士以上の関係が深まり、そのことが学校生活に大きな変化を与えております。また、長年の懸案だった川俣中学校の耐震工事も順調に進み、来年3月には、工事が完了する見込みとなっております。一足早く富田幼稚園の耐震工事が完了し、園児たちの元気な声が園舎全体に響きわたっております。福沢羽山の森美術館の開館を契機として、中央公民館や町体育館などを中心に芸術文化やスポーツといった生涯学習にも、更には、若者の元気を高める若者ふれあい交流事業や都市との交流拠点となる小島ふるさと交流館事業の推進など、さらなる取り組みを進めてまいる考えであります。

次に、超高齢化社会を迎えた今、福祉の充実が政策の重要課題であると考えております。お互いに元気に年を重ねていけるよう、予防、医療、介護、福祉のさらなる充実、高齢者の文化、スポーツ活動の奨励、いきいきふれあいサロンの拡充、推進に努めてまいる考えであります。更に、このたび閉鎖した病院を利用し、新たに特別養護老人ホームと老健施設が、来年5月オープンに向け工事が着工され、また、12月1日にはグループホームがオープンし、このような施設の整備により、入所待ちの皆様の状況緩和に大きく寄与できるものと期待を寄せております。また、介護士などの施設職員の雇用も見込まれ、より大きな波及効果を期待しているところでございます。一方では介護保険料などの経費増にもつながることとなりますが、相互扶助の精神により、誰もが安心して老後をふるさとである川俣町で暮らすことができるよう、今後も福祉環境の確立に努めてまいりたいと考えております。また、障害者の福祉対策につきましても、だれも同じく町民として生活ができるような環境づくりを進めなければならないと考え、それぞれの連絡、連携調整をこれからも

強化を図りながら、安心して障害者の皆さん方が暮らしやすい地域づくりを進めてまいりたい、そのようにも考えているところでございます。

以上、私の所信のほんの一端を述べさせていただきましたが、行政の質の向上に努め、町民力を活かした協働のまちづくりに誠心誠意全力を傾注して取り組みつつ、第5次振興計画に掲げるみんなでつくる、元気いっぱい、笑顔いっぱいのまちづくりに、たゆむことなく邁進する決意でありますので、議員皆様には、今後、なお一層のご指導、ごべんたつを賜りますよう、よろしくお願い申し上げる次第であります。

それでは、提出議案の要旨についてご説明を申し上げます。

議案第97号、川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」設置及び管理に関する条例は、旧小島小学校を活用した川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」の設置及び管理に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

議案第98号、川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例は、川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」の設置にあたり、小島体育館を「おじまふるさと交流館」施設として管理運営を行うため、所要の改正を行うものでございます。この川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」は、都市との交流、青少年の体験交流拠点とすべく、国土交通省の補助事業、集落活性化推進事業により設計、改修工事を行ってまいりました。小島地区をはじめとする本町の豊かな自然環境などの特性を活かして、自然体験活動や交流活動を目的として設置するものでございます。体育館、グラウンド、校舎はそのままの形で活かし、校舎の内部を改造して80名の宿泊が可能な施設といたしたところでございます。

議案第99号から第101号までは、福島地方広域行政事務組合を解散することの協議に関する議案でございます。福島地方広域行政事務組合の事務事業の見直しにつきましては、国の広域圏計画策定要綱が、平成21年3月31日をもって廃止されたことを受け、福島市、伊達市、国見町、桑折町、川俣町を構成市町とする福島地方広域行政事務組合が行う共同処理全般について諸課題を整理するとともに、組合設立時からの社会経済情勢の変化を踏まえ、従来からの広域連携、組合組織のあり方について、協議を重ねてきました結果、組合の設立当初の役割は終了したものと判断をいたしましたので、今般、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。組合の解散に伴い、組合が共同処理する事務の一つであります養護老人ホームの運営に関しましては、公募により社会福祉法人へ運営移譲することといたしておりますが、川俣光風園につきましては公募の結果、移譲先を社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会となりましたが、先月、11月26日付で、本町議会より地方自治法第99条の規定により「川俣光風園の運営移譲に関する意見書」について、福島地方広域行政事務組合管理者あて提出されたところでございます。この意見書につきましては、議会の総意として、町といたしましたとしても大変重く受け止めているところでございます。川俣光風園は、昭和27年に町立光風園として開園してから行政の広域化を踏まえ、福島地方養護老人ホー

ム組合に移管後、昭和53年に現在地に移転改築されました。超高齢化社会を迎えた今、養護老人ホームの役割は、大変重要であると考えております。今般の運営移譲にあたりましては、広域行政事務組合の事務事業の見直しにおいて、運営幹事会や正副管理者会議の中で、養護サービスの低下を招かないよう、昨年度当初から慎重に協議を重ねてまいったところでございます。その結果といたしまして、施設につきましては、想定されます施設修繕を行うことにより、かしのない状態で運営移譲すること。運営移譲先は、社会福祉法人とすること。また、組合解散後においては、福島地方の広域の行政課題に対応する組織がなくなってしまうため、その受け皿として構成する2市3町の首長が関与する組織を設置することといたしました。したがって、運営移譲後におきましても、入所者の不安解消や安定した養護サービスの確保にもつながるものと考えております。

議案第99号、福島地方広域行政事務組合規約の変更については、同組合の解散に伴う事務の承継団体を「福島市」とするため、組合規約を変更することについての協議に関して、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第100号は、議案第99号と同様に、福島地方広域行政事務組合を解散することの協議に関して、地方自治法第288条及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第101号は、議案第100号と同様に、福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分の協議に関して、地方自治法第289条及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第102号、平成22年度一般会計補正予算（第5号）は、規定の予算額61億5,840万8,000円に歳入歳出それぞれ3,078万9,000円を追加し、予算の総額を61億8,919万7,000円とするものでございます。歳入では、地方税のうち、個人町民税特別徴収が3,140万円の減額、国庫支出金で子供手当国庫負担金544万7,000円、諸収入で平成21年度後期高齢者医療療養給付負担金の確定による返還金743万7,000円、町債で土木施設災害復旧事業債480万円の増額などであり、第5号補正の歳入歳出増減額4,274万2,000円を財政調整基金から繰入れる措置としております。歳出では、人件費で集中豪雨災害対策、国勢調査審査事務等による時間外手当不足分など281万3,000円の増額、物件費で日本脳炎、新型インフルエンザ、子宮頸がんワクチン予防接種委託料493万9,000円、旧小島小学校跡地利用事業費の宿泊体験施設運営委託料など301万6,000円、維持補修費で農業用水路整備資材代169万4,000円、扶助費で被用者こども手当583万7,000円の増額、普通建設事業費では町道5か所の修繕工事費411万6,000円、災害復旧事業費の単独事業分5か所で403万2,000円、公債費で旧小島小学校の財産処分に伴う繰上げ償還による長期債利子1,080万円の減額などとしております。

議案第103号、平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、

既定の予算額13億9,754万7,000円に歳入歳出それぞれ227万5,000円を追加し、予算の総額を13億9,982万2,000円とするものでございます。歳入では、平成21年度介護給付費確定に伴う追加交付金として、国庫負担金2,234万3,000円、県支出金204万7,000円の増額など、第4号補正の歳入歳出増減額2,258万1,000円を介護給付費準備基金に繰り戻す措置としているものでございます。歳出の主な補正は、介護サービス給付費等の利用見込みにより、介護サービス等給付費1,819万円の減額、介護予防サービス等給付金410万円、高額介護サービス費1,120万円の増額など、諸支出金で平成21年度地域支援事業費の確定に伴う国庫負担金120万6,000円と県負担金60万3,000円を合わせて180万9,000円の償還金をそれぞれ計上しております。

議案第104号、平成22年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額2,809万2,000円から歳入歳出それぞれ105万8,000円を減額し、予算の総額を2,703万4,000円とするものでございます。歳入の主な補正は、平成22年10月からの償還者6名の償還額確定により、貸付金償還収入14万円の増額、平成22年度貸与額確定により、基金からの繰り入れ金、120万円の減額としております。歳出の主な補正は、平成21年度貸付者28名の確定により、貸付金120万円を減額するとともに、平成22年度償還額等14万2,000円を基金へ積み立てる措置としております。

議案第105号、平成22年度川俣町水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的収入及び支出に係る補正で、収入補正は河川改修工事に伴う新宮地内配水管付替え工事にかかる補償金30万円の増額。支出補正は、人件費で集中豪雨災害対応等による時間外手当不足分18万4,000円の増額、修繕費で配水管付け替え工事4か所にかかる修繕費として300万円の増額などでございます。

以上でございますが、これら議案の詳細につきましては各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様におかれましては、これから寒さ厳しい中、そして、お忙しい年末となりますので、くれぐれもご自愛され、輝かしい新年を迎えられますようご祈念申し上げますとともに、今年1年のご理解とご協力に心から感謝申し上げます。提案要旨の説明とさせていただきます。ありがとうございました。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第22号「鶴沢字堂ノ窪地内の排水路の整備に関する請願書」、請願第23号「T P Pの参加に反対する請願書」、陳情第5号「町道後田本町線整備についての陳情書」、陳情第6号「T P P交渉参加反対に関する陳情書」、以上4件を産業建

設常任委員会に、請願第24号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書」、請願第25号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願」、請願第26号「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願書」、請願第27号「最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願書」、請願第28号「旧産業廃棄物処分場安定化対策の意見書提出を求める請願書」、陳情第3号「肺炎球菌ワクチンの公費助成に関する陳情書」、陳情第4号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書採択に関する陳情書」、以上7件を厚生常任委員会にそれぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6、ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告願います。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手もとに配付の一般質問通告書のとおりでございます。

次に、去る11月26日の臨時会で可決されました「川俣光風園の運営移譲に関する意見書」は、福島地方広域行政事務組合管理者あて送付いたしましたので、ご報告いたします。

以上で事務局からの報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、福島地方広域行政事務組合議会定例会、臨時会について報告願います。

高野善兵衛君。

○15番（高野善兵衛君） 皆さんおはようございます。15番 高野です。私からは、福島地方広域行政事務組合議会の報告をいたします。

平成22年9月29日、午後2時、福島地方広域行政事務組合議会定例会は福島テルサに招集され、佐藤喜三郎議長とともに出席いたしました。

付議議案は、報告1件、議案6件でありました。報告1件は報告され、議案6件は審議の結果、原案のとおり可決されましたことを報告いたします。

また、平成22年11月24日、午後2時、福島地方広域行政事務組合議会臨時会は福島テルサに招集され、佐藤喜三郎議長とともに出席いたしました。

付議議案は、議案5件でありました。議案5件は審議の結果、原案のとおり可決されましたことをご報告いたします。なお、細部につきましては、お手もとに配付のとおりであります。これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会定例会及び臨時会について報告願います。昆久美子君。

○7番（昆久美子君） 7番 昆でございます。伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成22年10月22日、午後1時30分、伊達地方衛生処理組合議会定例会が伊達地方衛生処理組合に招集され、齋藤博美議員とともに出席してまいりました。

付議議案は、議案6件でありました。議案6件は審議の結果、議案どおり可決されたことを報告いたします。

また、平成22年11月30日、午後3時、伊達地方衛生処理組合議会臨時会が伊達地方衛生処理組合に招集され、出席してまいりました。

付議議案は議案4件で審議の結果、原案のとおり可決されましたことを報告いたします。なお、細部につきましては、お手もとに配付した資料のとおりでございます。これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、伊達地方消防組合議会定例会について報告願います。

黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 10番 黒沢です。私からは、伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

平成22年10月22日、午前10時30分、伊達地方消防組合議会定例会が伊達消防組合に招集され、出席してまいりました。

付議案件は、報告1件、議案3件でありました。報告1件は報告され、議案3件は審査の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、手もとに配付のとおりでございます。これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、川俣方部衛生処理組合議会定例会について報告願います。石河清君。

○13番（石河 清君） 13番議員の石河でございます。私からは、川俣方部衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成22年10月13日、午後2時40分、川俣方部衛生処理組合議会定例会は川俣方部衛生処理組合に招集され、佐藤喜三郎議長、菅野意美子議員、高橋道也議員とともに出席をしてきました。

付議案件は、議報告1件、議案2件でございました。議報告1件は報告され、議案2件は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりであります。これで報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7、議報告第6号、例月出納検査及び定期監査の結果を報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） なお、例月出納検査及び定期監査の結果報告は、お手もとに配付のとおりであります。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8、議報告第7号「農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告」について、報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9，報告第9号「寄附採納」について報告いたします。
総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10，議案第97号「川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） 議案第97号、川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」設置及び管理に関する条例

（設置及び目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、小島地区をはじめとする本町の豊かな自然環境などの特性を活かした自然体験活動及び交流活動を目的として、川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」（以下「交流館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」

(2) 位置 川俣町大字小島字町畑12番地

（管理）

第3条 交流館は、川俣町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（事業）

第4条 交流館において行う事業は、次のとおりとする。

(1) 自然や文化を活用した体験活動に関すること。

(2) 都市と農村との交流など多様な交流活動に関すること。

(3) 集団宿泊体験学習に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、その設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

（使用の許可）

第5条 交流館の施設使用及び宿泊を希望する者は、教育委員会の許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

（交流館運営委員会）

第6条 交流館施設の円滑な運営を図るため、おじまふるさと交流館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

2 運営委員会については、教育委員会が別に定める。

（職員）

第7条 交流館に館長及びその他必要な職員を置くことができる。

(施設使用料及び宿泊料)

第8条 交流館の施設の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、別表第1及び別表第2に定めるところにより施設使用料及び宿泊料を納付しなければならない。

(施設使用料及び宿泊料の減免)

第9条 教育委員会は、特別な理由があるときは、町長の承認を得て施設使用料及び宿泊料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者が交流館の施設、設備等を損傷し、滅失し、破損し、又は紛失したときは、教育委員会の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償するものとする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会が代行し、これに要した費用は、当該使用者から徴収するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、交流館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表をご覧くださいと思います。

別表第1(第8条関係)

施設使用料(日帰り/1団体/1時間当たり)

区 分	料 金	摘 要
実習室	500円	
和 室	500円	
食 堂	500円	
調理実習室	1,000円	調理器具の電気・ガス・水道等の使用を含む
体育館	500円	

備考

- 1 施設使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 体験活動に要した経費の負担は、教育委員会が別に定める。
- 3 使用者が使用時間を延長した場合における当該延長した時間の使用料は、1時間(1時間に満たないときは1時間とみなす。)ごとに当該超えた時間の金額の1時間に相当する金額を加算して得た額とする。

別表第2（第8条関係）

宿泊料（1人当たり）

区 分	料 金
大人	2,500円
高校・専門学校・大学生	2,000円
小・中学生	1,500円
3歳～就学前	500円
0～2歳	無 料

備考

- 1 使用時間は、午後3時から翌日の午前10時までとする。
- 2 体験活動に要した経費の負担は、教育委員会が別に定める。
- 3 食事に要した経費の負担は、教育委員会が別に定める。
- 4 宿泊料金を納付した者は、施設使用料を免除するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成22年12月9日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

旧小島小学校を活用して設置する川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」開設に伴い、設置及び管理に関する事項を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

それでは、ご説明を申し上げます。

本条例は、旧小島小学校を活用した川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」設置にあたり、必要な事項を定めるものでございます。第1条は、設置及び目的を定めております。第2条は、交流館の名称及び位置を定めております。第3条は、交流館は教育委員会が管理することを定めてございます。第4条は、交流館において行う事業について、第1号から第4号として定めております。第5条は、交流館の使用にあたっての許可について定めております。第6条は、交流館施設の円滑な運営を図るため、施設の運営委員会を置くことができることを定めております。第7条は、交流館に館長及び必要な職員を置くことができると定めております。第8条は、交流館使用者から使用料について、別表第1に日帰り利用の場合、別表第2に宿泊の場合の料金をそれぞれ定めております。第9条は、交流館の使用料及び宿泊料について、特別な理由があるときは、減額又は免除できることを定めてございます。第10条は、交流館の使用者が施設及び設備等の損傷をしたときは、教育委員会の指示に従い、現状に回復することを定め、第2項において、その義務を履行しない場合は、教育委員会が代行し、これに要した経費について、使用者から徴収することを定めております。第11条は、この条例に定めるもののほか、必要

な事項は、教育委員会が別に定めるとしてございます。

次に、別表であります。第8条に定める施設使用料について、別表1、2は、日帰りにかかる使用料、別表第2には、宿泊にかかる使用料をそれぞれ定めております。

別表第1について、ご説明申し上げます。施設を日帰りで使用する際の使用料として、実習室、和室、食堂、調理実習室、体育館使用にかかる1時間当たりの料金を定めてございます。備考において、施設の使用時間、体験活動の経費の負担について別に定めることとし、施設使用延長にかかる使用料について、それぞれ定めております。

次に、別表第2について、ご説明いたします。施設に宿泊で使用する際の1人当たりの使用料について区分を設け、それぞれ料金を定めております。備考においては、施設の使用時間、体験活動に要した経費及び食事に要した経費の負担については、教育委員会が別に定めるものとし、宿泊料金を納入したものの使用料を減免するとしたことをそれぞれ定めております。

以上、議案第97号の説明に代えさせていただきます。ご審議をよろしくお願いを申し上げます。

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は11時20分といたします。
(午前11時05分)

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。(午前11時20分)

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第11、議案第98号「川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） 議案第98号、川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例

川俣町社会体育施設設置条例（昭和50年川俣町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条表中「川俣町小島体育館」の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成22年12月9日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

川俣町小島体育館を「おじまふるさと交流館」の付帯施設として移管するため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」の設置にあたり、小島体育館をおじまふるさと交流館の施設として一体的管理、運営を行うため、所要の改正を行うものであり、社会体育施設小島体育館を本条例から削除しようとするものであります。以上、ご審議方よろしくお願ひします。

◇ ◇ ◇

(「議事進行」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 新関善三君。

○9番(新関善三君) 動議を提案させていただきます。

この次の議案第99号、福島地方広域行政組合圏の変更と議案第100号は、福島地方広域行政事務組合の解散についてと、101号、福島地方広域行政組合の解散に伴う財産処分について、いずれもこの3件とも関連がありますので、関連があるということと、重要でございます。よって、総務文教委員会に付託して審議されることを望みます。

○議長(佐藤喜三郎君) ただいま新関議員から今、動議が出ましたので、お諮りいたします。

議案第99号から101号までを総務文教常任委員会に付託してほしいという動議ですね。それでは、賛成者がありましたら挙手願ひします。

遠藤宗弘君。

○14番(遠藤宗弘君) 議事日程からすると、議案は提案説明を聞いてからどう取り扱うかというのは、それは審議すべきであって、説明もないものを付託するということになれば、これは説明を聞かないで付託されたところは大変なことになると思うので、やはり説明はちゃんと聞いてから、その後どう扱うのかを審議していただきたいと思ひます。

○議長(佐藤喜三郎君) それでは、そのことも含めて今、動議が出ましたので、議会運営委員会をここで開催して、その取扱いについても相談したいと思ひます。

それでは、ここで賛同者がおりますので、暫時休議します。

これから議会運営委員会を開催したいと思ひます。議会運営委員の方は、議長室によろしくお願ひします。

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) 暫時休議いたします。

(午前11時23分)

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) 再開いたします。

(午前11時38分)

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) ただいま議会運営委員会を開催いたしました。

その結果を議会運営委員長さん報告願ひします。議会運営委員長。

○議会運営委員長(石河清君) ただいま議会運営委員会を開催いたしました。

その結果、議案第99号、議案第100号及び議案第101号の3件については、

総務文教常任委員会に付託をし、審議することが適当であると認められましたので、報告いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、この動議に対する採決をいたします。この採決は起立によって行います。

この動議のとおりに決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐藤喜三郎君） 着席願います。

起立多数です。

したがいまして、この動議は可決いたしました。

よって、議案第99号、議案第100号及び議案第101号は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、議案第99号、議案第100号及び議案第101号の以上3件について、本日の日程にそれぞれ「質疑」を加えて審議したいと思います。

（「議事進行」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 動議が可決まだされていないままに次に進むということがあっていいんですか、この議会は。動議に対する採決はしていないんですよ、まだ。

○議長（佐藤喜三郎君） 動議の採決はしたんだよ。これは諮ったんです。委員長報告の後に動議に対する動議は採択されたから、これからは説明だけでなく質疑もしたいということです。質疑も加えるということです。本来ならば説明だけだったんですが、これに質疑を加えますということで、今、進めようとしているわけですが、これから説明も受けて質疑も受けるようにしますから、よろしく願います。それでは進めます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第12、議案第99号「福島地方広域行政事務組合理約の変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第99号、福島地方広域行政事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福島地方広域行政事務組合理約を別紙のとおり変更することの協議に関し異議がない旨、議会の議決を求める。

平成22年12月9日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

組合の解散に伴う事務の承継団体を福島市とすることに伴い、所要の改正を行う

ものである。

次のページをお開きください。

別紙

福島地方広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

福島地方広域行政事務組合同規約（平成6年福島県指令市町村第555号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 規約による特別の定め

（規約による特別の定め）

第16条 組合の解散に伴い生じる事務は、福島市が承継する。

附 則

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

それでは、ご説明を申し上げます。

議案第99号につきましては、福島地方広域行政事務組合を解散することの協議に関する事務の承継にかかる議案でございます。福島地方広域行政事務組合の事務事業の見直しにつきましては、国の広域圏計画策定要綱が、平成21年3月31日をもって廃止されたことを受けまして、広域行政事務組合が行う共同処理全般について、諸課題を整理するとともに、組合設立時からの社会経済情勢の変化を踏まえ、従来から広域連携、組合のあり方について協議を重ねてきた結果、組合の設立当初の役割は終了したものと判断をいたしましたので、今般、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。組合が共同処理する事務の一つであります養護老人ホームの運営に関しましては、公募により社会福祉法人へ運営移譲することといたしております。川俣光風園につきましては公募の結果、移譲先を社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会としておりますが、先般、本議会より川俣光風園の運営移譲に関する意見書について、福島地方広域事務組合管理者あて提出されたところでございます。この意見書につきましては、議会の総意として、大変重く受け止めているところでございます。超高齢化社会を迎えた現在、養護老人ホームの役割は大変重要であると考えております。今般の運営移譲にあたりましては、広域行政事務組合の事務事業の見直しにおいて、運営委員会や正副管理者会議などの中で、養護サービスの低下を招かないよう慎重に協議を重ねてまいりましたが、その結果といたしまして、施設につきましてはかしのない状態で運営を移譲すること。また、運営移譲先は、社会福祉法人とすること。また、組合解散後におきましても、養護老人ホーム運営などに関して、想定されない事態が発生した場合の対応について、しっかりとした体制を確立するためには、これまでどおりの連絡調整会議が必要であるとの考えのもとに基づきまして、将来にわたる安定した養護サービスの確保のためにも、構成市町の首長をはじめとした会議の設置につきましても、確認が取れたところでございます。運営移譲後におきましても、入所者

の不安の解消や安定した養護サービスの確保のために、しっかりと努めてまいりたいと考えております。

それでは、議案第99号につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、この組合同約の変更についての議案でございますが、これは地方自治法第286条の規定による組合の解散第289条の規定による組合の解散に伴う財産処分についての二つの議案に先立ちまして、地方自治法施行令第218条の2の規定によります規約による特別の定めによりまして、解散後の事務の承継団体を定めるための規約の変更でございます。別紙でA3判2枚つづりで配付をしておりますが、福島地方広域行政事務組合同約新旧対照表の2ページ目の上段、改正後の第6章第16条、第17条と下の欄の改正前の第6章第16条をご覧くださいと思います。福島地方広域行政事務組合の解散に伴います事務の承継団体について、規制することにつきまして、第16条の委任を第17条と、また、第6章の補足を第7章とし、第5章のふるさと市町村圏基金の次に、第6章としまして、規約による特別の定めを加え、また、第16条の見出しを規約による特別の定めとし、組合の解散に伴い、生じる事務は、福島市が承継するを加えております。

次に、同じ新旧対照表の3ページの上段、改正後の公務のところの附則、施行期日をご覧くださいと思います。附則、第1項の施行期日につきましては、この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行するとしてございます。なお、組合同約を変更しようとするときは、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を経て行う協議により定め、知事の許可を得なければならないため、議会の議決を求めるものであります。

移譲で議案第99号の説明に代えさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。

（「議事進行」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 私、分からないんですけど、さっき議運委員長言ったのは、三つの議案は総務委員会に付託すると報告は受けたんですけど、議事日程変更してね、今日、この三つについて質疑するんだというのは1回も提案されていないんですよ。説明だけになっているわけですよ、議事日程上は。ですから、質疑やって付託するんだということね。付託するというのは、総務委員会に付託するんだというのは議運で決めたんでしょうけど、その質疑するんだという議事日程の変更はどこでも確認取れていませんし、更に動議について、我々が質疑する時間もなくてとんとんと進んじゃっているんですけど、この二ついつどこでどういうふうに決まって、こういう議事を進めるのか私は分からないので、分かるように諸般の手続きを取ってください。

○議長（佐藤喜三郎君） 今、手続きというか、段取りよく運んだつもりなんですけど、まず、議会運営委員会の委員長の報告で、これを皆さんに報告のとおり動議を採択して良いかどうかということをもまず皆さんに諮って、その動議が成立したわけです

ね。

- 1番（高橋道弘君） 動議の採決してないでしょう、1回も。
- 議長（佐藤喜三郎君） いや、やりました。委員長の報告の後すぐに。それは起立です。
- 1番（高橋道弘君） 議長いいですか、委員長報告の後は、付託することに異議あるかないかと聞かれたので、私は動議のことがあるので立たなかっただけなんです。ですから、その動議を採択しますと言った後に、じゃ委員長の総務委員会に付託しますという可決はしていないじゃないですか、そうしますと。ですから、全く手続き論がおかしいと思うんですよ。最初動議をやって、その後じゃ委員長報告して、付託することに良いかということで、また、やるんならいいんですよ。そして、議事日程変更して質疑やりますというならいいんですけど、3回やらなくちゃいけないことを1回で終わっているような気がするんですよ、私は。ですから、ちゃんと手続きをしていただきたいと言っているんです。
- 議長（佐藤喜三郎君） あの新聞議員の動議は、総務委員会に付託すべきだという動議だったんです。だから、それが可決された場合には、もうその動議は通ったということでしょう。
- 1番（高橋道弘君） いいですか、議長。動議を認めるか認めないかということで、認めるから議運を開いて、じゃそのどういうふうな議事日程にしてやるかということになるんだと思うんですよ。だから、それをやらないで議運をパァッと開いて、動議の話も議事日程の話も全部決まったみたいな話、これはあり得ないと思うんですよ。順序が違うと思います、私は絶対に。
- 議長（佐藤喜三郎君） だから、この3件については説明だけだったけども、質疑も加えますということを申し添えて。
- 黒沢敏雄君。
- 10番（黒沢敏雄君） この問題は、この聞き間違いとか何かというような話があったとするならば、石河委員長の報告をもう一度文言を調べて、総務委員会に付託すべきという文言があったと私は承知しています。ですから、それは動議を認めるという意味だと思って、それで起立をさせたのかなと、議長は。だから、そういう意味においては私はやったものというふうに認識しております。
- 議長（佐藤喜三郎君） 委員長の報告を受けて、皆さんに諮って、賛成多数だったわけです。
- 1番（高橋道弘君） いいですか、議長。動議を認めるか認めないかは本会議でできないわけでしょう。議運で決めるわけでないでしょう。議運はどういう取り扱うかということを決めて報告するんだから、まず、動議が決まって、その次どう取り扱うかという議運で議論した結果が出てきて、そして、議事日程を変更して、今日質疑やりますよという、三つやらなくちゃいけないことを一つでやっちゃうからおかしくなるんじゃないですかと私は言っているんです。
- 議長（佐藤喜三郎君） 手続きは手順を踏んで今進めておりますので、それはそのま

ま進めますので、よろしく申し上げます。

それでは、昼の時間にもなってますので、昼の時間の中にちょっと頭を整理してください。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） （不明）

○議長（佐藤喜三郎君） 議運の委員長、あの動議が可決されたんだから、それはだめなんです。動議がちゃんと委員長の報告の中には、ちゃんと総務委員会に付託することにしたということをもう報告していますから。

○議会運営委員長（石河 清君） いずれにしる議運を1回開いてちょっととりまとめますので、どうせ今、お昼休みだけれども、議運を開きたいと思います。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（正 午）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後1時35分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、議案第99号の説明を受けましたが、これより質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君） 動議を発した一員として、明確にお答えいただきたいと思いますが、これら事務組合の規約の変更というふうなことでございますけれども、大義名分は、この養護老人ホームがその事業が高齢化社会に突入しているにもかかわらず、その役割は終わったというような表現が随所に出ているわけですが、本来でありますならば、こういった状況の中では、役割が終わったところか今後、ますます必要視をされる施設ではないか。そういった矢先、民営化、民営化というようなことで官から民への移行がこれも各方部、あるいは各地区になされているということでございますけれども、当議会としてもこれらの問題等につきましては、改良までは明文化されているわけですが、その後、施設の施設の新設等につきましては何ら具体性が欠けているわけございまして、意見書、全会一致で出したにもかかわらず、まだ、明文化がされていないというような見解の中にあっては、やはり今後川俣町が維持するために具申をしていかなきゃならないわけございまして、あとで、これらまだ再度設置町村のみが負担をするようなことになったのでは、あとのこと等長期的に見て、そういったことが絶対ないというような、今までの文書、あるいは文面の中ではなにひとつたわわっていないわけでございますので、そういったことが管理者として確約されているのか、あるいは組合議会の中でも、そういったことをつぶさに検討し、それらの回答をどの程度進展する兆しになっているのかということの不安材料を払拭させていかなければならないわけでございます

ので、そういったこと等について再度確認をしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問の中で、まず、役割が終わったというふうなことでの説明があったということですが、まず、役割の関係でございませけれども、それは社会情勢の変化や市町村合併の伸展の関係で、当初の広域的な役割は終えたというふうなことから、広域行政事務組合でやっている具体的な事業がございませけれども、そういったことについても、併せて協議をしてきた結果、解散をして民間に移譲するというふうなことでの役割を終えたというふうなのは、広域的な課題の中で、そういったものが社会情勢の中で変化している中で役割を終えたということですが、老人ホームそのものが役割を終えたということではなくて、先ほども申し上げましたように、大変これから高齢化社会進展する中では重要な施設というふうな位置づけで、例えば光風園の場合では、県北地方の中での中核施設として現在も多く地域から入所されていると思ひませけれども、そういった役割は今後ともますます重要だというふうなことでは、もし、仮にそういった新設の動きがあったときにどうするんだという話も出ておるところでございませけれども、これまでの協議の中では、やはりもしもそういった状況が発生したときは何らかの集まる手段ということで、先ほども申し上げましたけれども、ただ単に事務レベルの集まりではなくて、責任のある首長段階の会議の設定も持つべきだということで、広域的に新たにこれは検討してどうするかというのはその中での話になろうかと思ひませけれども、やはり広域的な課題についていろいろ出し合って、いろいろ協議していく場を設置すると、そこまでは確認が取れていますので、今後の中でも、そういった中で今後どうしていくかは協議したうえで具体的な方向性を見いだしていくこととなろうかと思ひませるので、その辺についてもご理解を賜りたいと思ひませます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 幹事であります企画財政課長の方から役割の問題、あるいはそれらに伴います今後の課題等々につきましては、我々担当幹事会のみならず、管理者会にも意見具申をするというような、これは現在の中では要望事項であるわけですが、これらが管理者会議の中ではっきりとそういったことまでも明示をしていかななくてはならない一つの早急に確約しなければならない事項であろうというふうに考えます。

もう1点は、この措置費の問題でございませけれども、これもこういった高齢化社会になって、相変わらず措置費というものを従来と違ひまして一般財源化している。こういったこと等につきましても、行財政絡みで果たしてこれまた今の負担が制度的にこういった単価、金額は継続されると思ひませるのでございませけれども、今

後、これらの問題を地域の中で入所者が、それに民間になって満杯になっていれば問題はないわけでございますけれども、それらの窓口はすべて行政が担わなければならないわけでございますので、そういったことも確約できて、絶対心配ないんだというふうな財政がらみで断言できるのかどうか、質問の中でお聞かせをいただきたい、このように考えます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、管理者会での明確な確約ということでございますが、それは先ほど申し上げましたように、今後の中で例えば今回は大規模改修によりまして、かなり外壁から屋根から居室の一部、居室の準用室とか、あと暖房機は今年直す分はすべて直して、あと23年度分にその残りを直すというようなことでやっていますけれども、あとスプリンクラーについては全部新しくするわけですから、そういうことによって、例えば今、補助事業上の処分の制限をされているのが光風園の場合ですと50年ですね。現在、32年経過して、あと残りの年数があるわけでございますけれども、大規模改修によりまして、かなり機能がアップするということがありまして、また、新たなスプリンクラーを設置することによりまして、スプリンクラーそのものは全く新品でございますので、それはかなりの期間が持つというふうに考えられますので、また、今の段階で今後のただいま新築について、どういうふうに具体化するというふうには、まだ今のところは大規模改修で瑕疵のない状態のまま移譲するんだというような考えで進めているところでございますので、その辺については現段階の考えについてはご理解いただきたいと思っておりますし、今後の中では、そういった管理者といいますか、それぞれの市長、町長も含めた会議というのを設置することは、今の段階で明確に確認をされておりますので、そういった中で今後の中で協議、検討の課題として出されることはあるかと思っておりますので、そういった中で今後、協議をしていくと思っております。また、あと入所の関係でいきますと、やはり一般財源の交付税の中の最低基準には参入されておりますけれども、土地の問題があるというようなことでございますが、やはり入所については、やはり入れる条件の方であれば、ただいま保健福祉課長の方が組織しています判定委員会の中では、それはどうしても入る条件のある人を拒んだりはしないとか、入れる条件であればきちんと入所していただいているというような現状がございますので、それは財源の問題うんぬんよりは、そういう条件のある人についてはきちんと措置の中で対応しているということでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 最後の質問になるわけでございますけれども、今、企画財政課長の方からの説明ですと、もう大規模改修までは明文化、あるいは明言をされているわけでございますけれども、今度は官から民に移行された場合、その後の継承していただくためにスムーズに大規模改修はして継承するんだということになるわけ

でして、完全に民営化された場合、そういったもし運営していく以上のつまづき、あるいはこれら早急に耐震化に伴うことができないので大改修をしなくてはならなかった場合は、これは行政では何ら負担なく民の方で完全にやるというふうなことは断言してもいいわけでしょうか、その辺の確約はあるのかどうか。スムーズに継承するために、官から民に移行するためには、ここまでは各構成団体が負担をするというような確約は取っているようでございますけれども、その後、それが完全になくなった場合、果たして各設置市町村が事務組合の継承される民営団体が、それらを担うことの負担が強いられることがないのかどうか、その辺の断言もいただきたい。そういったことをはっきりしておきませんと、いざ設置市町村にある施設が大改修ということになりまして、これは民の方から官に、行政の方に要請された場合、これは設置市町村がすべての責任を負うようなことになりまして、後年度財政負担、あるいは出費も財政的にこの設置市町村が負担をしていただくというようなことになりまして、非常に長期的に見て不安材料になるわけでございますので、そういったことを今回のこういった上程提案の中で、そういったことは絶対にないんだというような確約をいただければ幸いに思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁をいたします。

この議案第99号は、広域行政事務組合の規約の一部を改正する規約でありまして、それはこの解散に伴いますと、解散をしてしまいますと、あとの事務等については承継するとなくなる、それを防止するために承継するところは福島市ということでの改正をするものであります。あと今、質問にありましたことにつきまして、まず、移譲した後、立地町に負担を求めないことについては協定書の中に明文化されておりますので、川俣町及び桑折町についても、そのような承継団体からその後の改修等も含めたことについての立地町への要望はないということで契約がなされております。あとその前に先ほど課長からも話しありましたが瑕疵の無い状態で私の提案要旨でも申し上げましたが、移譲するんだということでございまして、これは先の臨時広域行政事務組合の臨時議会におきまして、設計費の補正予算も取りました。それは1年以内に全部改修が終わるということでありまして、そのための設計を終わりました、来年度の中でそれを全部進めるということの内容を実施するために、補正予算を組んで設計の増額を見たところでありますので、現時点で想定されるものについては全部改修、改良をしてから移譲するというようなことの確認のうえで、そのような移譲というように進んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 官から民へのことだと思うんですけども、今、課長の説明聞いても広域行政組合の役割は終わったというような話だったんですが、終わったんだら後でも広域市町村で課長会議で連絡会議やっているわけですよ。終わっていないからこれから行政需要がどんどん増えるからつくるといふことなんですよ。

そしたら、官から民になることの、終わったということの中身の具体的な、何がどう終わったのか、そして、民間になることがどれだけ良くなることなのか、私らが分かるようにご説明願いたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの広域行政の役割は終わったということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、これあくまでも広域的な施策の中で、これは国の方で法律でなくて要綱というような形で制定されているものでございますけれども、広域行政の進め方の考え方が変わったということでございまして、現在の広域圏の施策については3月31日に廃止になったということでございますけれども、今後の中でどういうふうな形で、広域で進める業務というのは、これからもどんどん残るんだとは思いますが、今回ここで言っているような広域圏の推進要綱というんですか、それは廃止になったけれども、例えば今回も老人ホームの民間移譲というのはございますけれども、そういったのは今回は民間に移譲はしますけれども、それで役割は終わらないから組織作るんだということではなくて、例えば今の老人ホームの運営方法について考えてみましても、もちろん一部事務組合でやっているところも、これは自治体直営でやっているところも民間でやっているところもあるかと思えますけれども、現在の動きとしてはやはり一部官から民の方の運営の動きというのがございまして、そういったものから踏まえて、それは民間は民間の力でどんどんできるんだというような形で進んでいるんだと思えますけれども、全国の官から民へ移ったところの状況を見ますと、やはりそれは組織の中できちんと運営が行われているというようなことがあります。そして、今回、なんでそれじゃ設置するのかということでございますけれども、それは先程来からいろいろ質問も出てますけれども、やはり今後の養護老人サービスというんですか、あと現在、大変入所者は不安に思っているというふうなことがございます。本当に将来的にじゃ新しくするとき、何らかの要請があるんじゃないかということももちろんそれは想定されますので、そういったことも含めて、やはりそういう協議の場、また、それは広域的な課題というのは養護老人ホームだけでなく、そのほかのいろんな行政の課題、広域的な課題というのがございますので、そういったものも含めて、やはり協議、検討の場というのがきちんと設けていかないと、これからの行政、本当に住民サービス低下しないような老人福祉の向上ということも含めて行政が協議、検討の場をきちんと設けていかないと、そういった課題が生じたときに、何も組織がなければすぐに集まらないということだと思えますね。そういったことも含めて、役割が終わったのにそういった組織がおかしいということではなくて、やはり広域的な問題というのはいろんな老人福祉以外のものでもこれはあるわけですから、そういったことも含めて協議する場を設置していくというのは大変私は有効だと思っておりますので、そんな中で現在、設置の動きということで確認がされてきているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 認識で言えば、それだけ高まるということもそういうことであるかというなら、じゃ今あるものをなくしながらやる理由は、私は見つからない。だから、民間に移譲することがもっと今より良くなるんだということを、そこをまず明確におっしゃっていただかないと、本来、官でやるべきだから官があるわけですから、民でやるなら民で良いわけですから、その根本的な考え方がちょっと違うような気がするんですが、もっと分かりやすく、ここはこう良くなるんだよと、こういうふうに改善されていくということをもっと示してもらわないと、それができないから今、正直いって全国的に広域連合とかどんどん進んでいるのはそういうことだと思うんですけど、その辺がちょっと矛盾があるんですけど、その辺をもう少し分かりやすくご説明ください。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で民間に移譲することが、今より良くなるんだということを分かりやすく説明ということでございますけれども、例えば今回、川俣光風園の場合は済生会の方に民間移譲ということで、協定書は12月2日に締結をしているということでございますけれども、例えば社会福祉法人の場合何ができるかということで10数項目ですか、社会福祉事業とか保育園も含めて、そういった運営ができるということになってあろうかと思っておりますけれども、例えば済生会の場合は病院のほかにもこれから福祉施設ということで、きちんと運営するような計画がございますので、そういうふうなことで例えば養護老人ホーム以外の、あと病院以外の中、そういった福祉施設も一緒に経営することが、やはりそれで相乗効果を生むとか、例えばその中に職員の方もたくさん採用とかならうかと思っておりますけれども、そういった例えば職員の異動とかも含めて、そういった今回の場合ですと、済生会さんは公的医療機関ということでも医療法で明確に規定されておりますので、そういったことの公的医療機関のメリットも含めて、今回の場合は大変有効な移譲先ではないかというふうに考えております。あとまた、社会福祉法人についていきますと、これは一般の社会福祉法人全く同じでありますけれども、例えば法人に対する指導、監督というのは、その監督庁の方であって、例えば福島県の場合、例えば社会福祉法人に対しまして年に2回は法人の方の監査は行うということが明確になっておりますし、あともう一つ施設の運営状況についてどうなんだということになれば、それは年に1回必ず監査することになっておりますので、そういった監査を受けながら、やはり問題点があれば指摘を受けて、その指摘に基づいて解決するような形で進んでいこうかと思っておりますので、そういう意味では、今の済生会を考えた場合は、病院と福祉施設と両方の経営、運営しているんだということを考えて、そういったことがメリットになるんじゃないかということと、あと社会福祉法人についてはきちんとそういった指導、監査が入る。あと公的医療機関になっているという、そういった形でのメリットもあると考えられると思っておりますので、そういったことをご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 大変すばらしいメリットをお聞かせをいただいて大変恐縮しておりますが、今言われたようなことは、別に民営化でなくとも十分でき得ることでありますよね。それをしてこなかったところの怠慢が今、出ているように私は見受けられるんですが、この点についてそうしなきゃ今言ったようなことかできないのかどうか。あと一方では、町の議決権である議会がだめだということでの意見書を出しているわけです。その点について、どのようなご心境なのか。おまえらに心配してもらわないといけないと言っていることなのか、それとも何ら問題がないということなのか、その辺について答えたくなければ構わないですけど、答えられる範囲でお答え願います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えします。

例えば議会の方で11月26日に意見書をいただきまして、それが広域組合の管理者あてでございますけれども、それは先ほどの説明の中でも申しあげましたけれども、大変重く受け止めているところでございます。一つには、その改築ということがございますけれども、これは先程来から申しあげておりますように、瑕疵のない状況まできちんと改築をするだと。あと町長の方からも話ございましたけれども、今年予算の中できちんと設計委託費を取って、その中でやはり改築すべきものは全部そこに挙げていって明確にしながら、今後の中で本当に大きな問題が起きないような改築をするんだということやってます。それによって先ほども申しあげますように、いろいろ機械を変えれば、その機能的なものは大変耐用年数も延びるし、あと一番問題なのはやはり屋根とか壁とかですね、そういうところもきちんと修繕をするということになっておりますので、これによって大変改築ではないんですけれども、それは大規模修繕という中で、瑕疵のない状態でやはり移譲するようなことやってきちんと対応すべきということになっておりますので、この辺についてご理解を賜りたいと思います。あとまた、意見書の中では、今後の将来的な養護老人ホームサービスの不安とか、入所者の不安というのがございましたけれども、これはやはり先ほど今後設置、現在もいろんな幹事会とかという組織の中でいろいろ協議、また管理者会ですか、しておりますけれども、解散後はそういった組織がなくなるとなった場合に、やはりそういった将来的な養護老人サービスの低下につながるような、また、入所者の方がいろんな不安を抱かないようなことで広域的な課題、いろんな課題で議論する場ということで、そこの中で例えば我々も入りをし、また、関係課長も入るような形で今、詰めておりますし、あとは先ほど言った最終的な決定権のある首長が入って、そういった会議を組織するというようなことで考えておりますので、その中でいろいろと議論をして、その不安、将来的な意見書にあるような不安が残らないような形での議論も、そういった中で進めていくようなこととなるかと思っておりますので、これについてもご理解を賜りたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤です。広域事務組合のこの規約の変更なんです、この中で一つ私は非常に心配があると言わざるを得ないのは、16条を組合の解散に伴い生じる事務は福島市が継承するということなんですね。まず、そのことを川俣町の実態に照らしてよくご説明願いたいと思うんです。今、川俣町で川俣ホームを造るときに、あれは信達福社会で造ったんですね。そのときに80床のホームを造ろうと言ったのを60床になったのは何のためなのか。福島市が負担金をどれだけ減らしたのか、明確に答えていただきたいと思います。新しく議員になった方もおられるので、川俣町は80床の老人ホームを造ろうということで計画を立てたはずなんですよ。それが60床になった最大の原因は何なのか。信達福社会というちゃんとした組織がありながら、それができなかった。地方自治体というのは大きいから小さいからの問題ではないと思うんですよ。それをですよ、広域事務組合という形で負担金やなんかも明確に定まっている組織を解散して、今度は企画課長の連絡会、こんなもので何が解決できるんですかということなんですよ。こういう川俣ホームがあのように縮小せざるを得なかった要因、金額も明らかにしてもらいたいと思います。それをこの企画財政課長のグループで、そういう圧力をはねのける力があるのかどうなのか。自治体が小さいからと言って、なんでも福島に従わなくちゃならない根拠は何もないと思うんです。その辺について、まず明確に金額も含めて説明を願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、規約の変更でございますけれども、これは福島市が継承するということ解散前に定めるのは、組織がなくなってしまうということで、司法上の特別の定めということで、組織解散後の事務をだれがやるんだということを明確にするために定めるものでありまして、ここの事務の継承といいますのは、あくまでも解散に伴う事務の処理をするところはどこだということ解散前に明確に規定しなければならないという自治法の定めにとってやるものでございますので、それについてはご理解を賜りたいと思います。

あとその後の解散後の組織の中で、今、企画課長のグループというふうなお話でございましたが、これは私の方も大変口頭でのお話で大変申し訳ございませんけれども、これはこれまでの詰めの中で、やはり企画課長だけではだめだろうという話がそれぞれの構成市町からも出まして、それは幹事としては企画担当課長が入ると、あと課題別には例えば保健福祉課長とか、そのほかその課題を担当している課長が入るべきだろうと。あと最終的にいろんなことを決定してどういうふうにするんだとなったときには、それぞれの首長ですね、市長と町長ですか2市3町ですから、が、入った会議を持とうということで、今のところ明確に詰めて、今後の中できちんとした要綱を示していただきながら、今後、4月以降進めていくようなことで今、協議検討しておりますので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

あと川俣ホームについては、現在、この広域行政と直接かかわりございませんので、この質問に対してはよく調査をしないと分かりませんし、その辺については今回の規約変更とのかかわりはちょっと私としては理解できませんので、それについては、もしどうしても関係があるのであれば、新たに調査をした段階でご答弁申し上げるような形になろうかと思えます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤です。今の企財課長の答弁を聞いていると、いわゆる地方自治法、自治体の運営がどうなっているのかということの認識が理解されていないのではないかと思うんですね。今、確かに名古屋市のように、議会を無視して進められているような自治体もあることも事実です。川俣町もそのようにやるんだろうとは私は思いませんが、二元代表制という問題があるわけです。今、企財課長が申しておられるのは、町執行部だけで何事も決めようという考えに立って進められているわけです。私たちが、なぜこの組合解散をすべきでないと言っているのかと言えば、二元代表制を維持されている組織だからなんです。二元代表制が維持されていないところで決めたものは、すいすいすいと決まってきたじゃないですか。だから、議会がきちんとものを申して、ここで議論することができるように立ち直らせたんですよ。そういうものを無視してね、いや企財課長でなくて保健福祉課長も混ぜればうまくいくだろう。そんな内容で私は言っているわけじゃありません。財源問題で言うならば、この川俣ホーム問題というのは、川俣町にとって大変重大な屈辱を味わった問題なんです。これはちゃんとした信達福祉会という組織で作ったにもかかわらず、約束を踏みにじられたという、この思いは町の行政としては忘れてはならない問題だと私は思います。だから、このことについては、例えば総務委員会に報告に来た際にも、それでは成り立たないだろうと、こういう例があるんだろうということを私はちゃんと企財課長にも言っているはず。そのこともちゃんと調べておいてくれということもちゃんと言っているはず。これ広域行政を見る場合に、川俣町はこの広域行政でどういう被害を被ったのかということ抜きにして、この審議をするわけにはいかないから、この数字を明確に示してもらいたいと言っているわけです。規約改正の問題だから関係ないなどということとはとんでもない話です。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

1点目でありますけども、この組合の解散につきましては、地方自治法の国の改正によって行うものでありますから、川俣町だけじゃないわけでありまして。既に安達地方は解散したところであります。ですから、その二元代表制をないがしろにする広域行政を進めるためにやるということではございませんので、そこはご理解を賜りたいと思えます。

次に、先程来、答弁しておりますけども、いわゆる広域行政でどう対応していくんだと、これはこの養護老人ホームだけじゃなくて、これからも消防関係も含めて

いろいろ広域の課題はあると思います。そういったことについては、先程来、答弁しておりますけれども、首長も入った受け皿としての組織を確立すべきだというようなことの中を確認いたしまして、それを作ることにしたということの先ほど報告をしたところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、その川俣ホームのことについては、当時のことを分かっておられる方もおられるかどうかは私の方で把握しておりませんが、いろいろと書類などを出しながら確認をしていくことが大事だなと思っております。14番議員については、当時在籍されておって、その議会の経緯等も十分知ったうえでのお話かなと思っております。今伺っておりましたので、そんなことも踏まえて詳細を調べて答弁できるものは答弁していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 今、町長答弁したわけですが、この広域の解散について、国の通達の中にも、事務組合を設置するなり何なりして支障のないようにということまで明確にしているんですよ。川俣老人ホームについて見るなら、光風園について見るならば、以前はちゃんと組合を作って、そこで運営をしていたんですよ。それを広域に引き上げて、今度は広域解散するから何もなくなってしまうという、こういう話では住民の理解を得るのは難しいだろうと言わざるを得ないわけです。これは川俣の先人が汗水流して、小さな町の時代の町立の光風園として設立したものですよ。これを今、放棄するというわけにはいかないんで、これはやはり何としても残すべきだと思っておりますし、広域行政を語るにあたって、あの川俣ホームを造るときのあの福島市の取った態度、これを抜きに語ることはできないと私は思います。私の議員生活の中でも。だからこれを数字的にも明確に示していただきたいと言っているのはそれなんです。確かに大規模改修だと言ってますよ。しかし、今年のような猛暑の中で、クーラーもないところにお年寄りの皆さんが暮らしているという、ここを改善する手だては何ら打たれてないじゃないですか。ましてや今、この光風園の設置基準そのものは、当時の3倍の広さになってて、今、個室化という形で指導をされているわけですよ。今、相部屋で、あんな狭い相部屋というのは、基準外なんですよ。だから、今の基準に合うように変えてくれという要望を出しているんですよ。そういうものに何らふれることなしに、広域が解散するからしょうがないんだと。そんなことでは私は納得するわけにはまいりません。その点についてお聞かせ願います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

その要綱の関係で、確かに解散にあたっては、その地域の実情に応じた組織で考えなさいというようなことはございます。それで、今回の場合、広域事務組合の中でもいろいろ協議、検討する中で、やはり最終的にはこれは任意の組織にはなりませんけれども、きちんとした養護老人ホームの組織ということではありませんけれども、やはりそういった養護老人ホームのサービス、養護サービスが低下しないよう

な組織も含めて、それは広域的な課題なので、これ以外の課題というのも一緒に協議、検討しましょうということで今やっていますけども、やはりサービスが低下しない、あと将来的なことで何か想定外のことがあった場合の組織として受け皿として考えておりますので、その要綱でいって地域の実情に合ったような組織でやりなさいというようなことを言うておりますので、それに近いような形のやっぱり将来的な不安をなくすような形の受け皿みたいな組織というんですか、組織であろうと考えておりますので、この辺はご理解いただきたいと思います。あと広域の解散については、ただいまのような答弁です。

あとまた、福島市のとった関係の川俣ホームの数字的なものについては、広域行政の絡みでそういった数字が明確にされるべきということであれば、大変申し訳ございませんが、ちょっとお時間をいただいて、調査後にお知らせをしたいと思います。以上で答弁といたします。答弁をしたいと思います。失礼しました。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 関連する議案があと二つもありますので、私は広域行政についてですね、その組合の解散そのものについてお尋ねをしたいんですけど、説明聞いていると、提案理由も全く矛盾なんですよね。広域連携はこれからも必要だと。そして、ますます需要度は高まっていますと、ただ、国の通達で解散していいと言われたから解散するんですと。そして、皆さんの不安があるから町長も入るような連絡調整機関も将来は検討するんですと。今せっかくあるのにですよ、解散理由ないですよ、ですから。広域連携は必要だと言っているわけでしょう。もともと例えば所期の目的を達したとこう言っていますが、ここ二つ確かめておきますけど、所期の目的は広域行政組合のですよ、所期の目的は、これは広域行政組合の歴史的に事業どんなこと取組んできたかを見れば分かりますけども、広域連合を目指してね、今、県北地域にある伊達衛生処理組合、川俣方部衛生処理組合、あるいは消防組合、そして養護老人ホーム組合、いろいろありましたけれども、これらを統合していきましょうと。広域行政事務組合に統合していきましょうというのが設立当初の一番の一大事業だったわけでありましてよ。それが養護老人ホーム組合だけ統合して、いつのまにか簡単に言えば福島市さんの都合だと私は思うんですよ。福島市さんの都合で、要は消防は一緒になりたくないから一緒にならない。ごみの方も一緒になりたくないから一緒にならないと言って、結局は養護老人ホーム組合だけを統合して終わってしまった。これが広域の今の実態ですね。ですから、所期の目的を達したと言うんだけど、所期の目的は全く違うところにあったわけで、全然達していないから何と言うんですかね、福島市さんから見れば、いつ解散してもいいような広域行政事務組合になってしまったと私は思うんです。町長としては本当熟知たるものがあると思うんですよ、私は。本当違うんじゃないかと。もっと県北地域一丸となって広域行政をやった方が良く、できるものはね。そういうものを持っていたんだけど、それを言い切れないのではないかなと私は思うんです。ですから、所期の目的を達したと言うけど、本当に達したんですか。国の通達は問題でないですよ。

作ったときの1市9町の目的は本当に達したんですか、広域行政事務組合。そこをまず明らかにしてもらいたい。

それから、二つ目は、安達は実は解散したんですと。財政課長言ったとおり地域の実情に合っただけということと言われるから、実情に合った形でこちら方も解散するんだとこう言いますよね。じゃ安達地方はですよ、こっちの福島地方とは全く違うでしょう、広域行政の置かれている状況は。向こうは総合事務組合ですよ。ごみであれ消防であれ福祉であれ、全部総合事務組合でやっているんですよ。ですから、この広域圏のいわゆる基金にかかわる組合の解散したからといって、何の実害もないんですよ、安達地方の方は。正に実情に合った解散をしたわけですよ、安達地方の方は。私らところの福島地方の方は全く実情に合っていない解散をしようとしているわけですよ。そこら辺は十分認識なさってお話しているのかなと。安達地方がやったからこっちも福島地方もやっという議論にはならないですよ。向こうは総合事務組合で、正に所期に目的を達しているんですよ、広域行政の。福島地方は全く何も達していないんですよ、実は。そここのところの認識どういうふうになっているとか、どういう考え方なのかね。本当は違うという思いがあるならば違うお話もいただきたいなと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

2点あったわけでありまして、併せて答えるようなものでありますけれども、まず、福島地方のこの所期の目的を達したのかと、私は目的を持って作ってきたところがございますので、その目的は達している方向に向いて動いてきたと思っております。また、その安達地方との違いは、これは議員ご存じのとおり、安達は従来どおり七つの1市6町村ですか、それでやってこられたわけですね。今、本宮は市になりましたけれども、そんな中での連携は全く私も福島とは違うと思って見てきました。そのような形にこちらの方もなればという思いもありました。しかし、指摘もあります、まあ、そのとおりのことではないでありますけれども、そのようなことの中で、いわゆる福島、伊達郡1市9町、この福島、冒頭思いがいろいろお話をされておりますけれども、そういった中でこれは考え方でありまして、大きな市、そしてまた周辺の町村長ということで、その取り組み方については広域という中でどれだけやるのかと、結果が、伊達郡消防組合なり伊達地方衛生処理組合、これ一部福島市も入っておりますけれども、そのようなことの部分的な広域行政が行われてきたと。養護老人ホームにあっても、そのようなことだと思っておりますし、また、信達福祉会についても、これも信達福祉会ということで、これは呼び方を見れば福島方部じゃないんですね、信達ですから。そういう形から見れば、安達のようなことの形にならないできたところは、所期の目的で言えば1市9町が本当に同じような一体化の中でやるんだということで言えば、これは目的は半ばだったんじゃないかという見方もできると思います。ですから、この辺はこの広域行政を進めていくうえでの私はこの難しいところもあるなという思いで今もやっ

ているんでありますが、今回の解散の件につきましても、それぞれの市町の立場の中での議論は重ねてきました。最終的に養護老人ホームの移譲の問題になったわけでありまして、これらについても、じゃ移譲先をどうするかということでは、やっぱりしっかりとしたところの移譲先を求めるんだということについて、これも議論を重ねてきて、今回のような結果になったところでございますので、その質問については先ほどの質問になってしまいますので、前段の質問については、この所期の目的については目的が完全に果たされたというようなことの立場と言いますか、私は認識は立ってないというのが正直なところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 古川町長、よく言ってくれたと思うんですね。それは別に古川町長だけでなく、たぶん桑折さんだって国見の町長さんだって、伊達の市長さんだって同じだと思うんです、私は。あるいは事務的な立場で多くの職員がそれぞれの広域行政の場に携わっているわけでありまして、福島地方はどうなるのかなという、この熟知たる思いがあるということは、正に共有のものだと思うんですよ。それで、安達とは全く違うだと、町長言うとおりですよ。そこの認識は私と一緒に思うんです。ですから、今般ですよ、この広域、今、町長も凶らずも言ったけど、広域行政事務組合解散するから養護老人ホームを民間に移譲するんだと、逆さまなんですね。本来は本当に民営化することが望ましいのであれば、広域行政事務組合があろうがなかろうが、それは民営化を推進すべきじゃないですか。けども、組合がなくなっちゃうから、このじゃまになる養護老人組合を民営化しましょうというのが実態ですよ、流れとしては。そこら辺は町長も認識一緒だと思うの。それですよ、今、我が川俣町議会は町民である70数名の方々が光風園にいて、その未来が心配だと、どうなるか分からない。その思いで安定して今後も養護サービスができるように、そして、あそこに入っている70数名の町民の方々が安心して暮らせるようにということで意見書を出したわけじゃないですか、議会は。で、私の経験で言わせてもらえればですよ、福島市さんは先ほども同僚議員も質問したけども、川俣ホームを造る際に、しばしばと言いますか、常に会議で言っていましたね、私の記憶では。私どもはそうしたいんだけど、組合がだめだ、議会がだめだと言うんですよ。福島市の担当課長ですよ。約束したことはそうなんですけど、福島市の審議会では通りませんよと、そんなことを言ったって。ですから、負担金なんか出せませんと。約束どおりは出せませんと、これ事実ですよ。今、川俣町ですよ町長が言うとおりで、所期の目的は道半ばでしょうと。本当はこれからすぐ消防の統合の問題だって出てきますよ、これ必然的に。ごみの問題だって本当は、経過から言えば、荒川クリーンセンター造るときに、福島市は国から指導を受けて、安達と一緒にやれ、伊達と一緒にやれと言われて、一生懸命かけずり回った経過があるわけですよ。でも、伊達が造るときに福島市は見向きもしなかった。二本松・安達地方が造るときも、福島市は見向きもしなかったわけですよ。それで、自分がやるときは一緒にやってくださいと、そんなばかな話はあるかということで安達も蹴る、伊達

も蹴ってきたという経過があるでしょう、ごみ処理だって。だったらば、町長はそういう思いを率直にですよ、私はなんで管理者会議で頑張れないのかと。うちの議会はこう言ってんだと。私もそう思うよと。これからも広域行政は大切だというのは瀬戸市長も認めたんでしょ、この前の管理者会議で。ほかの首長さんの話だの聞くと。ですから、その素直な思いを町民の代表として管理者会議でなんで踏ん張れないのかなと。福島市さんはそうやって踏ん張ってきて、常に福島市中心の利益を確保してきたわけですよ、今まで。古川町長も1万5,000人の町民の代表として、議会も全面的に違うくやれと意見書出したんだから、なんで踏ん張れないのかなと、そこ町長の所信を聞きたいです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋議員の質問に答弁をいたします。

広域行政組合の管理者会議において、特に今般の移譲の問題等も含めた中での管理者会では、先程来議論になっておりましたけれども、広域を解散した後の今、課題になっている件があるわけですね、広域行政のやつ。そういったものもしっかりやっていくためには、広域行政事務組合を解散した後の受け皿というのも全くなくなってしまって、では、おかしいんじゃないかという話し合いを詰めてきました。それは、11月24日の管理者会でもお話し申し上げ、それぞれ私だけじゃなくて、そういったことには構成する伊達市さんも、あるいは国見、桑折さんも発言をされまして、福島の方じゃ受け皿として作りましょうというようなことが最終的に決まりまして、臨時議会の方で市長の説明の中にそれを取り入れる確認をし、臨時議会に臨んできたわけでありまして、ですから、議会の方からのその前の議会からも要望を出されておりますから、そういったことについては、我々も十分踏まえながら、やっぱり町民の立場に立った、入っている人の立場に立った、働いている人の立場に立った考え方の下に今般のこの問題についてはずっと取り組んできたと私自身は思っているところでございます。今般、先ほどの今の関連もあるわけでありましてけれども、この受け皿についても昨日、一昨日の伊達郡町村会の席上において、川俣町の考えを述べまして、その受け皿としての組織を明確にすべきだということの話をして議論を重ねてきましたところ、川俣町だけの意見じゃなくて、伊達郡市町の意見として、これは申し上げて、そういうのを明確にすべきだというようなことの確認をして、今回のじゃそれを作るというようなことの運びになってきたところでございますので、お質しにありましたようなことも十分踏まえながら、私も広域行政事務組合等に関する広域の関係については指摘をし、そのような立場で臨んできたところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 最後の質問になりますけどね、そうやって町長は一生懸命頑張ったという思いなんでしょうけども、この過去20年間のですよ、福島の養護老人ホーム組合できたときからの歴史をひもといってもらったって構わないですけども、そんなことで担保できるような生やさしいことではないんですよ。首長集まって、

今度広域の連携機関作ったら大丈夫だなどということでは、私は決して担保できないと思います。先ほど同僚議員も質問したけども、当局で答弁しないから私の記憶は間違いないと思いますから言っておきますけども、いいですか、進達福祉会で梁川ホーム造るときに、福島市は3億円出しました。次、川俣ホーム造るときも3億円出しますと、ちゃんとこれ約束しているわけですよ、評議委員会で。理事会でもそういう約束になってたじゃないですか。ところが、川俣町が造るときには2億円出したわけですよ。それだって最初は0円だったんですからね、回答は0円。当時の町長何回福島市長に会いに行ったって会ってもくれない。いつも助役さんが出てきて、市長にお伝え申し上げますで終わりですよ。議会は通らないから絶対だめだと。最後に出てきたのが2億円という数字。今、土地の登記見れば分かりますよ、川俣ホームの土地の登記見てみなさいよ。ほかの8町村には負担をかけられないということで、川俣町の名義の土地がわきにずうっと残っていますよ、川俣町独自で買って。1億円分の負担を全部川俣町が背負ったわけですよ。あるいはベット数に収縮させたわけですよ、1億円もらえない分は。それが歴史ですよ、現実な。ですから首長だけ集まって、課長だけ集まったって、議長さんまで行った評議委員会で決めたことだって守らない自治体なんだから、相手は。老人ホームの経緯のことは、この次質問しますが、そんなことでは担保できないという認識を町長もう1回持っていたいただきたいんですよ。だから、町民の代表として、本当に心配ないんだという担保をきっちり作るためには、二元代表制、議会のチェックというものがないような組織では絶対だめだというふうに私は思うんですが、町長はそう思いませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

今、広域行政の中におけるあり方についての質問であります。質問の中にあっただいような事情については、調査すると言いますか、話を聞かせていただいて受け入れたいと思っております。そのようなことのないように、これからも私もしっかりと進めていかなくちゃならないと思ってきましたので、今回の解散については規約の改正でありますけども、その二元代表制についてはそれをなくするわけでありますから、それでもない中で、じゃしっかりとなんだろうということで、先程来管理者も含めた組織を作ると。しかし、それでは二元代表制にならないんだということは、それは議会が入らなければそのとおりであります。でも、この解散にあたってのこの間、2年にわたってそれぞれ広域行政の議会も含めた議論を何度となく重ねてきたわけでありまして、今回の結論に至っているわけでありまして、その辺のことについても十分ご理解をいただきながら、また、私も今、質問受けたことについても、私自身もそれも受け止めながら、これからの行政の推進にあたっていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りながら答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

よって、議案第99号「福島地方広域行政事務組合規約の変更について」は、総務文教常任委員会に付託しますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第13，議案第100号「福島地方広域行政事務組合の解散について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第100号、福島地方広域行政事務組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、別紙のとおり福島地方広域行政事務組合を解散することの協議に関し異議がない旨、議会の議決を求める。

平成22年12月9日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

福島地方広域行政事務組合を解散することに伴い、議決を求めるものである。

次のページをお開きください。別紙でございます。

福島地方広域行政事務組合の解散に関する協議書

福島地方広域行政事務組合を解散することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次のとおり定めるものとする。

記

福島地方広域行政事務組合については、平成23年3月31日をもって解散する。

平成 年 月 日

福島市長 瀬戸孝則

伊達市長 仁志田昇司

桑折町長 高橋宣博

国見町長 佐藤力

川俣町長 古川道郎

それでは、ご説明をいたします。

福島地方広域行政事務組合は、歴史的風土、経済圏及び生活圏を同じくする福島市と伊達郡の桑折町、国見町、旧梁川町、旧保原町、旧霊山町、旧月舘町、川俣町、旧飯野町の1市9町がともに均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、福島地方広域市町村圏協議会を承継する形で、平成6年11月に設立をされました。また、平成11年4月には、福島地方広域市町村圏養護老人ホーム組合を統合し、広域行政事務の一層の効率化を図るとともに、広域行政の推進を図るために、拠点都市地域基本計画の策定、当該計画にかかる事務事業の実施、国、県、関係機関への要望等を行って来たところでございます。しかしながら、社会情勢の変化や市町村合併の伸展により、広域行政権施策は当初の役割を終えたものとされ、広域行政圏計画策定要綱が、平成21年3月31日をもって廃止されました。国の施策としての位

置づけは終了するため、今後の広域連携については、地域の実情に応じ、関係市町村の自主的な協議により、取組みが行われることが適当であるとされました。このことを踏まえまして、昨年度当初から協議を開始いたしまして、種々協議、検討を重ねた結果、組合の正副管理者会におきまして、平成22年度末の組合解散決定をしたところでございます。なお、一部事務組合を解散しようとするときは、地方自治法第288条及び同法第290条の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を経てする協議により、知事に届出をしなければならないため、議会の議決を求めるものでございます。以上で議案第100号の説明といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。昆久美子君。

○7番（昆久美子君） 7番 昆でございます。私は、先程来、同僚議員の質疑をここで承りながら、大変悩ましい思いでおります。窮極、解散に当たりましては、先に提出した意見書が、私どもの窮極的な願いなわけではございますが、協議には相手があることございまして、例えばこの議会で私どもが否決した場合、否決された場合に当局としてはどのような見通しを持っているのか。まあ本町において現在考えられるデメリットと相手方の言い分なども含めて、ここで答弁できる範囲で私どもに知らせていただきたいと思うんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問は、もし、否決になった場合のデメリットということでございますが、今のスケジュールでいきますと、12月議会又は1月中に議決をいただきたいというような予定がございます。それと言いますのは、公平委員会の委託ということで福島県の方に委託してございまして、福島の2月の県議会の方に、その委託を解くというふうな議案を県議会の方で提出をしなければいけないというふうな事情がございました。まずは、一つは、そういった県とのかかわりということがございます。あとまた、今、法人の方で協定書の締結ということで、桑折の方は11月中に、あとは済生会さんの方は12月2日に協定締結でございますけれども、それぞれ職員の雇用の関係も進んでおりまして、年数とかすべてスタートしております。そういった状況で、それは協定書に基づいて、そういったことを進めるようなことございまして、そういったことを進めるようなことございまして、そういったことが今、一方ではきちんと進んでいるということでございます。あとまた、済生会さんの方も含めて、その協定の中身でご了承いただいているということで、そのほかの私の方でも具体的に把握できない部分でもいろんな支出とかいろんな手続きの方で進んでいるかと思っております。あとまた、この負担金の関係で、今、こういった形、先ほどこれまで川俣の負担割合とかも含めて、これまでの規約上の負担割合で、例えば今後の修繕費とか退職金とか、そういうことの負担もございまして、また、労働組合の方もきちんと覚書を締結して、今後の対応をきちんとするんだということで両者ご用意しておりますので、そういったことでそちらの方もいろんなそれぞれの組合の方の動きもある

うかと思えますし、既に実際にここまで進んで協定を結んでいる中で、かなりそういった進んでいる中身があるかと思えますので、そういったことを踏まえたときには、やはりなかなか最低でも1月中くらいにはというふうなことで、広域行政組合の方ではスケジュールを練っているところでございますので、既に進んでいることがたくさんあるというふうな実態がございますので、その辺がかなりデメリットになるかと思えます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） この福島地方行政組合解散にあたりまして、地域の人たち、入所さんの方ですか、すごい不安がすごくあるんですね。その中で手紙をいただいたんですけど、その中身を見ると、やはりこの入所者にとっては建物が古くて廊下も狭いし、そういう身近な不安がすごくあるんですね。あともう一つその建物に対しての不安と、あともう一つは、入所者の今までの料金より高くなるのかとか、そういう不安もすごくあるんだなというのを私はその手紙の中から感じたんですね。それで、もしもこれ民間にされる条件として、この改築が条件だと思うんですね。それで、もしもこれ民間に移譲されないときには、建物の方は改築を考えているのかどうか、その点私もお伺いしたいと思えます。お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

民間に移譲されない場合の建物の改築の関係でございますが、例えば一つには消防法の関係でいきますと、平成23年度までにスプリンクラーの設置というのはきちんと義務づけるというか、決まっておるところでございます。あとそのほか例えば居室の関係とかいろいろございますけれども、例えば現在、暖房機の場合、今年度で直す分というのがございますけれども、その最低限故障した段階ではきちんと直しますけれども、あと現在、やはり設計委託の関係もございまして、あと専門の建築技師とか設備技師の方が見て、やはりどうしても修繕が必要な場所は、それは移譲される、されないかわらず修繕が必要な部分については、それはきちんと対応することとなるかと思えます。そのほか例えば耐用年数の関係でいきますと、例えば通常防水処理でございますと10年保証というのがありますけれども、例えばそういったことについては、きちんとそれは修繕をしながら対応する。ただ、民間に行く行かないは関係なしですね。きちんとした修繕を行うというようなことになってあるかと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 再三の説明で瑕疵のない建物にして移譲するんだと、こういうおっしゃり方するんですね。私はその説明でうんと疑問を感じるの、現行の1人当たりの居室面積は10.5平米とこう書かれているわけですよ、養護老人ホームの場合ね。今、それはないわけじゃないですか。瑕疵がないということは、何を基準にして瑕疵がないといつも説明しているんだけど、よく分からないんですね。

現行の基準にみんなマッチしているから瑕疵がないんだというのは、これは私も分かりますけども、現行の基準には全くマッチしていませんよということが明確でありながら、瑕疵がない建物にして移譲するんだと言ったら、増築するのかなとこういうふうにはしか思えないんですけど、増築予算は載っていないわけじゃないですか。ですから、何をもってかしがないというふうにおっしゃっているのか、まずは一つはお聞きしたいんです。

あともう一つは、先程来、意見書を出した議会の中でも同僚議員も何回か言ってますけど、よく今の措置費制度と減価償却を認めない決算の仕組みの中では、内部留保は蓄積できますよね、減価償却をしては悪いと言っているんだから、内部留保をやりようないわけですよ。それから措置費制度で言えばね、その光風園で言えば13万円くらいでしょう、1人。介護度3の人のところに入ったら26万円くらいもらっているわけじゃないですか、施設に対して。まるっきり2分の1ですよ。そういった現行の今の養護老人ホームを取り巻く諸制度ね。会計システムから措置費の金額から含めて考えると、独立採算でやっていけないんですね、どう考えても。説明では多くの民間がやっていますという話なんですけども、多くの民間やっていますね、例えば福島県の郡山にある希望ヶ丘ホームというのがこれ民営化したわけですが、ここは経営が行き詰まって再三毎年陳情書を県に出しているわけですね、やっていけないということで。県はそれを見て見ぬふりをして無視しているわけですよ。

で、今の制度ね、二つ目の質問は、今の制度で本当に独立採算でやっていけるといふふうに当局が考えている根拠を二つ目聞きたいんですよ。

それから、三つ目には、経営が破たんした場合ね、協定書の第2項に、立地町に負担を求めないと言ったから心配ないんだみたいな説明をなさったりするんですけども、町民70数名の方がですよ、経営破たんしてにっちもさっちもいなくなつた施設にですよ、電気も水道も止められますよね、経営破たんしたらば。そういう町民の方が71名、満床で75名ですから、75名の方がいるのに、協定書にあるから川俣町は一切構わないんだというふうな立場に立ち得るのか、地方自治体として。これ絶対立てないと思うんですよ。だから、協定書にああいうことを書かした理由、立地町には負担を求めませんという書かせた理由を私は当局にお尋ねしたいんですよ。なんでああいうことをわざわざ書かなくちゃいけないのか。正に養護老人ホームは関係ないぞと、もう未来は面倒見ないぞということですよ、協定書の中で明らかにしているようなものだと思うんですよ。そういうふうな後ろ向きのものだというふうにはとらえられないのかな。それで、養護サービスが地域の中で高齢者福祉が守れるというふうに考えているのか、以上三つについてお尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの質問の1点目ですけども、部屋の瑕疵なき修繕の中の居室の関係でございますけれども、（不規則発言あり）はい、それはですね、まず、現行の場合、2人部屋で10.22平米でございますが、あとまた

失礼しました。現在の居室が2人部屋で10.2ですね。あと現行のこれは新たに改築をされる場合の面積は、個室で10.65平米となっております。現行の場合は、経過措置で例えば法的にはずうっと施設がある限りというか、施設そのものを使用している限りそのまま使用している限りは、現行の経過措置で大丈夫だというふうなことでございますので、これは瑕疵がないというふうなことでございます。

あと経営破たんの場合はどういうふうになるかということでございますけれども、通常、先ほども申し上げましたように、社会福祉法人ということで、法人の監査が県の方の監査で、これは2年に1回、原則なので、もし経営状況が厳しいとなれば、それは2年に1回だけでなく、もう少し例えば短期間の中で監査があろうかと思えますけれども、まず、法人の監査がそういった状況になっておりまして、また、老人ホームの運営関係につきましては、これは毎年監査があるということで、まず、そういった監査の中でしっかりとした指導があろうかと考えられます。あとまた、破たんの場合うんぬんという話でございますが、一つには、通常ですと一般的に社会福祉法人が引き継ぐようなことで、そういった指導の機関の方で対応するというようなことが一つはございます。

あとまた、もう一つですね、条項の中に負担を求めないということの理由でございますが、これはその前の、見直し前の協定の中でも負担については、そのことはうたっては、負担を求めないというか、甲が負担する乙が負担する負担関係で、法人が負担するんだということは、それはそれで負担ということはあったんですけども、これができたきっかけと言いますと、それは先に桑折さんの方で出た意見書の中で、やはり負担のことが非常にネックになっているというような判断を事務局の方ではされたということで、そういうことでの不安解消というんですかね。不安を解消するためには、そういった項目を追加した方がよりベターではないかというふうな判断で、それを付け加えたということをお聞きしております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 理屈にならない答弁をなさっていると思うんですよね。現行は経過措置で10.2だなんというのは、これは明らかなことじゃないですか。だったら良い方だから建て替えろという命令がそれこそ今課長が言うね、別に今、直営でやっていたって、県の指導監査がですよ、年に1回は必ず来るわけですから、そんなの言われるのに決まっているわけですよ。でも、今現在、その瑕疵あるものではないものにして渡すというときは、現行の法体系に合ったものにしていくわけでしょう。例えば児童福祉施設が狭いのに、狭いまますよ。ほんじゃ改築もしないで渡しますというなんということにならんでしょう。町が国道廃道になって、あるいは県道廃道になって町がもらうときにですよ、悪いところは全部言って、現行の道路構造例に合ったようにとにかく直してくださいと言って、側溝だって蓋掛けてもらったりいろいろするわけじゃないですか。そういうことが瑕疵ある建物でないというふうにしていくということでしょう。でしたらば、当然ですよ10.65とい

うのが今、1人当たりの居室面積でしょう。今は2人で10.2なんですよ。倍にしたらば20に対して10ということは、2分の1の基準のところに入っているということですよ、今の方々は。それは非人間的であるということでは10.65に国だって認めたわけですよ。だから、改築するときに新しくそういうふうにしなさいと、人間らしい生活環境を保障しなさいということにしているわけでしょう。そういうことをどうやって担保するんですか。今のままでそれは良いんだと言ったならば、ずうっとさっきの説明でいったら17年、50年が耐用年数だからあと18年か17年はそのまいますよということを逆に言えば言っていることと同じですよ、町は。我慢してくださいと。大規模修繕のを見れば冷房も入っていないんですよ。何で冷房入れないのか、その面積の話となんで冷房を入れないのか、それもお聞きしておきます。冷房がなくとも良いというね、今のような猛暑でこれから温暖化で大変なときに、冷房がなくたって良いんだと、養護老人ホームは。そういう考え方なのか。それを追加しないんだから、何回言ったって。何回修繕工法見直したって。頭がないということでしょう。事務レベルだって皆さんの幹事レベルだって町長レベルだって。だから、瑕疵あるものないということは10.65という1人当たりの居室面積をどう確保するかと言うことでは一番は。あと修繕だって人間らしくやろうと思ったら、今どき冷房あるの当たり前の話じゃないですか。特老に行って冷房のないところ造ったんですか。今造っているんですか、あれ済生会病院さんは特老だの老健造っていますけど、みんな冷房入っているはずですよ。そういうことはなくともいいんだと、法律で今やっている時代に、修繕するときにその項目を入れないということは全く考えていない。なんで入れないのかお聞きしたいと思います。

それから、経営破たんしたときに監査があつたとか、そんなこと関係ないじゃないですか。監査があろうとなかろうと、民間は自立できるように一生懸命頑張りますよ、どんなことだってそれは。監査があるから経営破たんしないように頑張る法人なんて聞いたことないですよ、私。そんな理由にも何にもならないでしょう。そうではなくて、私が聞いたのは、今の措置費制度と減価償却も認めないような会計決算をしている中で、どうやって将来の養護老人ホームを運営する担保ができるのかというふうに考えているんですかと私は聞いただけなんですよ。今の現行制度でどうやったら独立採算でやっていけるんですかということを知っているんですよ。現に希望ヶ丘はもらったとこだってできなくて、県に助けてくださいと陳情出しているんじゃないですか。その実態分かっているんでしょう。まさか調べてやっているんでしょうから。そういった中で独立採算でやっていけるんだと、そして、良いサービスができるんだと言っているんだから、どういう根拠でそれを言っているんですかというのが2番目の質問だったんですよ。

それから、破たんしたときにはどうしたって議長が行っている広域の全員協議会かな、全員協議会のやりとり私も議事録もらって見ましたけど、その中で明確に事務局言っているじゃないですか。破たんした場合は、立地町に第一義的に負担を

求めますと、社会福祉法人は。そういうことになりますと明確に事務局だって答弁しているんですよ、全員協議会で。うちの議長質問したのがなに。そういった中で、川俣町民が71名か75名か分からないけど、破たんしたときには困っているんでしょと、困るようになるんでしょ。そのときに町が負担を求めないと協定書に書かれているから関係ないということで済むんですかと私は聞いているんですよ。だから、なんでああいうことをわざわざ書かせるんですか。そうすると、桑折町で意見書出したからだという話でしょ、今の答弁は。どこの議会が財政負担なかったら良いなんて、桑折町だってだから怒ってまた委員会開いて別な要望書を出したわけじゃないですか、桑折町議会の名誉にかかわるということで。そんなことだれも議論をしていないですよ。いかに養護サービスを高齢者福祉が大切だから養護サービスを地域に残していったらいいのか、将来も安心して入所者が暮らせるのかということで議論しているのであって、だから、なんでああいうことを書かせて削除しようと言わないんですか、当局は。以上、3点お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、冷房です。冷房がなくとも良いとしたのはなぜなのかということでございますけれども、これは修繕に関する協議というのも含めて、あとその専門家の人、技術者の方も含めて、最初概算の積算をする段階でいろいろ調査をしたということでございますけれども、そういった中と、あと幹事会なり管理者会の中でどのような施設にしていくのかというふうにいろいろ種々協議した中で、現在、静養室のみということだと思っておりますけれども、現在の冷房設備については現状のままでいこうというふうに判断をしたということでございます。確かに今、新しくというか、施設を造れば、そういったのは入るのは当たり前だと思っておりますけれども、現在の大規模改修の範囲の中では、そこまでは考えなかったということであろうかと思っております。

もう一つ、居室面積でございますが、これは確かに瑕疵という考え方がどういうふうな視点、観点というんですか、で考えるのかということだと思っておりますけれども、例えばいろんな法が改正される中で、結構既存不適格な状態というのはいろいろあるかと思っております。例えば一般的にちょっと全然違う話ですけども、がけ地条例というのがありまして、県内は全部がけ地にかかわっているわけでございますが、そこにそのがけ条例の改正前に例えば住宅があったとすれば、それは法的に問題があるというよりは、それは既存不適格な建物だというふうな形になって、必ずしもそこを強制的に直すというふうな形にはなっていないというような事例が一つはございます。今回の場合も、あくまでも改築、新しく建てる改築、あるものを新築する場合は改築ということなのかと思っておりますけれども、新しく建てる場合には、その新しい新基準が適用されますけれども、現在の中ではその経過措置の中でそれは十分制度的にはクリアをするんだということでございますので、それは新しい基準で確かにそういう部屋で生活するのは確かに快適かとは思いますが、ただそれが瑕疵かどうか判断基準になれば、それは制度に基づくものの判断になるかと思っておりますので、

現段階においては、やはり経過措置ということできちんと認められているというのであれば、それは瑕疵かどうかよりもそれは居室は確かに狭い2人部屋だけれども、それは制度的な問題でいけば経過措置の中で十分クリアしているというふうになるかと思えます。

あと破たんした場合の関係とかでございませけれども、例えば立地町に求めますというふうなお話も全員協議会ですか、広域のあったというふうな話でございませけれども、今回もその承継組織も二元代表制というふうな形でないので大変に不十分だというお話もございませけれども、やはりもしも本当に想定外のことがあった場合については、そういう場で議論をするんですよというようなことで、やっぱりその組織というものを本当に確かに福島市さんの話もございましたけれども、やっぱりそれぞれの町村、市町村、市、町については、そういったことを求めておりますので、もし、何か想定外のことがあった場合は、一つには、その制度に基づく監督庁の指導、監督があらうかと思えますけれども、それでもなかなかうまく解決ができない場合について、やっぱりそういった今までの構成町、解散後もこれまでの2市3町が集まってやっぱりいろいろ鋭意検討しながら、より良い方向というのを協議して探っていくんだと思えますので、そういった中では再三同じことの繰り返しで申し訳ございませけれども、やはりそれぞれの首長も含めて入って、確かにそこには二元代表制という形の組織にはならないわけですけれども、それは何かあった場合、じゃどうするんだということのために、やはり私たちとしてもやっぱりそういう組織はきちんと設置すべきというふうなことを申し上げた経過もございませるので、そういった中でいろいろ鋭意検討しながらより良い方向というのを探っていくようになるんだと思えます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 答弁は聞いたことに答えてもらえればいいですよ。今の継承組織なんか一言も私質問していないですよ。よく聞いてくださいよ。答弁だれするのかしらないけど、町長するのかな。あの経過措置だから法的にはクリアしているんだというふうに考えるんだと、それはそれでいいよ。それはそれで良いと認めましょう。けれども、瑕疵のない、人間らしく暮らしていられる、安心して暮らしてられるというのであれば、さっきの話だと、みんなと相談して技術者がそういったから冷房が抜けたんだという話でしょう。立地町でもともと町立で始まって造って、50何年も歴史あって川俣町にあって、そこに川俣町民が70人暮らしている施設で、冷房があった方が良く、ない方が良くかという判断はしないの、川俣町はじゃ。そういうことですよ。町民の話をしているんですよ、川俣町は。福島市は施設の話をしているかもしれないけど、川俣町、桑折町にとっては町民の話をしているんですよ。よく言う町民力だの町民の参加だのと言うけど、町長。そこに暮らしている70数名の町民の人は、今のまま冷房なくとも良いんだというふうに川俣町も判断しましたということの解釈でよろしいんですかというのの一つなんですよ。主張すべきでしょう、欲しいとすれば。いや、そうでもないよ。この猛暑であの狭い

ところに仕切って、ポータブル置いて、それでなくたって臭いますよ、ポータブルというのは。その猛暑の中に置いて半日一緒にいてみなさいというのは、どれほどの苦痛なんだか。そういうことが分かっているらっしゃって、問題ない、技術者が集まって構成市町でやると、他人事でしょう、それでは。一つの一構成機関の話じゃないですか。町民を代表して主張しなくちゃいけないんじゃないですか、幹事会に行ったって、管理者会議に行ったって、川俣町は。町民のこと議論しているんだから。だから、なんで冷房なくて良いんだいと私は聞いているんですよ。町民の代表として町民のことの待遇の話をしているのに、それで良いという理由をもう1回言ってください。

あと私が聞いたのは、構成、継承組織の話じゃないですよ。つぶれたときには、経営破たんしたときには、立地町に第一義的に負担を求めるようになるでしょうというのは私が言ったのではなくて、広域行政事務組合の事務局が答弁している話ですよ、全員協議会で。だから、わざわざ第2項に立地町に負担を求めないと書かせたんでしょう、立地町の了解もらいやすいでしょう、財政負担がなければ良いんでしょうということだけ、みんなは財政負担の騒ぎをしているんでしょうと事務局は勝手に解釈したんでしょう。さっき課長そういう答弁したわけでしょう、事務局はそう考えたから第2項入れたんだと。でも、そんなこと基本的な問題でないでしょうということを我々言っているわけですよ、私は。そうではなくて、破たんしたときには、指導機関は県しかないんですよ。じゃ県の人が70数名の町民の世話するんですか。川俣町がするしかないじゃないですか。これは協定に何と書かれていようとやるしかないじゃないですか、町民の人が困ったらば。協定書で負担を求めないと書かれているから、そだの済生会でやれ、川俣町は関与しないぞいなんてできっこないじゃないですか。当然でしょう、地方自治体の責務なんだから、これ。だったらば、あんなことを書かせておく町がおかしいでしょうと私は言いたいんですよ。だから、何のためにあれを書かせているんですか。それは、事務組合はそう考えたんでしょうという答弁でしょうが、それで良いんですかと、川俣町はじゃ。悪いじゃないですか、そんなこと。そうではないでしょう。後段で答弁したことを本当は文書に書かなくちゃいけないでしょう。不測の事態が生じた場合は、将来とも構成市町が相談に応じます。責任を持って応じますと書くなら分かりますよ。何か不測の事態が起きた場合でも、立地町には負担を求めませんなどと、そんな後ろ向きの協定書どこにあるんですかということを知っているんですよ。明確に答えてください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

1点目でありまして、冷房等の問題でございますが、瑕疵のない状態ということをご再答弁申し上げますけれども、この移譲にあたりましては、直さなくちゃならないところについては、十分検討委員会で検討を重ねてきたという経過の報告をいただいております。その中でなんで冷房を入れられないんだということ

ありますが、冷房等も検討した結果、今回の改修には入らないということだったわけでありまして、私も詳しくその理由等については把握しておりませんが、そのようなことにございますので、それを尊重して今回はそれを瑕疵なく漏れなくやるというような認識に立ったところをございます。

また、今一番の問題は、立地町に負担を求めないという件でありますけれども、これについては構成市町、立地町も含めてなんでありますけれども、立地町には負担を求めない。そして、これは先程来から申し上げておりますけれども、受け皿としての構成組織を作ることにはいたしております。それらは、このような本当に想定外の問題が起きた場合には、しっかりとそれを受けて対応していくんだというようなことのために必要だということで、これを組織するというようなことでの協議を重ねて組織することにしたところをございます。経営破たん等の問題でございしますが、これについても私は川俣町が済生会に運営移譲ということでありまして、私は医療、福祉、介護も含めた立体的な対応ができるものと思って、私は済生会が受けていただいて良かったなと思う面を持っております。

これらは今、それぞれ入所されている方々も高齢化が進んでおりますし、介護の問題も出てきておりますし、特に病院に通院するという例もたくさんあるように伺っておりますし、見ております。そういった意味では、病院との連携が本当に大事になってきております。そういう意味では、済生会は町の方でも公的病院として、恩賜財団の公的病院として利子補給もして済生会の運営に手伝っているわけでありまして、ですから、それを考えましたときに、済生会がそれを受けてやっていくということは、川俣町に取りましては川俣町の町民の皆さん方が安心、安全で暮らせる医療の予防も含め、福祉も含め、介護等も含めた中で一体的な対応ができるというような体制づくりに一歩進んだという面も持っているというような認識も持っているところをございますので、議員がお質しの不安感を持っていることについては、これは立地町に求めないから立地町は責任がないんだという立場に立てないとは思っております、これは。なぜかという、今現在もそのようなことで済生会の方にも支援体制を取っているわけでありまして、これらについては、ですから今後の入所者の方が不安を持つことのないようにしていくのもこれは立地町の責任だという認識の下に今回のこの解散に伴う光風園の移譲については対応していくべきだという考えに立っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤です。今の町長の答弁を聞いていると、そうすると、あの2項の立地町に負担を求めないんだというわざわざいわれる受ける2法人を呼んで、組合で宣誓させたという、これは全くの意味をなさないことになってくるんじゃないんですか。私はあんなことが書いてあったとしても、これはそれぞれの町が福祉行政、老人保健行政に一切負担を求めないというような考えで自治体が運営できるとは思ってないんですね。大体老人福祉法、書いてあるでしょう、

国や地方自治体が援助するという事はちゃんと法律上に書いてあるわけですからね。だから、それにもかかわらず、桑折町の意見書に答える形でああいう項目を入れたから、桑折町はこんな誤解を受けたままでは済まずわけにいかないといって特別委員会を開いて、それで第2弾の要望書をわざわざ明確に書いたわけでしょう。そんなけちけちした考えで我々は意見書を出したんじゃないんだという、こういう意見なんですよね。それにもまだ答えないまま、こういう形で議案を提示するというのは、全く行政の手法としては傲慢さという以外には言いようがない問題だと思うんですよ。一つひとつの自治体の意見書やなんかは正しく受け止めるならば、まず、これ提案する前にあの項目はじゃ誤りでしたから削除しますといって当たり前、そういうことをやらないまま解散の手続きだけを一目散にやろうという、この姿勢というのはやっぱり改めるべきなんじゃないかと思うんですよ。冷房の問題なんかについてみても、今年のような猛暑は毎年続くかどうか分からないですが、これは熱射病やなんかあの施設で起こったとすれば、川俣町の対応は大変ですよ。だから、そういうことを考えるならば、もっと積極的にやはり町の意見は出すべきなのではないかと。これは両方の施設を見たことある人があるかどうか分からないですが、桑折の緑風園と川俣光風園、見るからに違いますよね。それは川俣は、やはり光風園相当努力しているんですよ。そういうものをおめおめと廃止して良いのかということについて私は当局の考えを質したいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

質問の趣旨ですね、言っていることについても、私も分からないわけではないところもございますが、しかし、この契約については、それぞれいろんな契約がございますけれども、それでお互いに確認することが大事なことであります。ですから、必要なことは必要なことで入れおくというようなことになってくるんじゃないかなと思います。ですから、ないがしろにしてしまうのではないんだということは、そのことでなくて、この契約というものはやっぱり協議、契約協定書というものはしっかりとお互いに確認したうえでやっていく。更にまた、そこの上に出てきたものについて今度どうしていくかということが私は生活といいますか、運営していくうえでは大事なことかなと思っております。ですから今、質問にありましたようなことにつきましても、先程来答弁しておりますけれども、想定外のことが今後出るようなことについては、管理者も含めた連絡調整会議を設置しておいて、その中で協議して対応していくというようなことであります。ですから、これは二元制ということでも話ありますけれども、今提案しておる議題も広域行政組合では議論をして、そこで議員の方も入った中で決めたものを今度更に町の議会、当該する議会に出しているわけでありまして、市の方にも。ですから、これから起こることも、これは全部議会の方には諮ることになりますから、議会の抜きにしては今後の後の対応についても私は進まないものと思っておりますから、議員の皆さん方と十分に対応については協議したうえで進んでいくことが前提だというような認識に立っているとこ

ろでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

よって、議案第100号「福島地方広域行政事務組合の解散について」は、総務文教常任委員会に付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は午後3時35分といたします。
（午後3時20分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後3時35分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第14，議案第101号「福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第101号、福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり定めることの協議に関し異議がない旨、議会の議決を求める。

平成22年12月9日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について、議決を求めるものである。

次のページをお開きください。別紙でございます。

福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、次のとおり定めるものとする。

記

1 関係市町に帰属せしめる財産

(1)福島地方拠点都市地域ふるさと市町村圏基金及び同基金の運用益は、福島県からの補助額を除き、福島地方広域行政事務組合同規約第15条第4項の規定により関係市町からの出資金に相当する額は当該市町に帰属するものとし、同基金運用益については関係市町からの出資割合に応じて関係市町に帰属させる。

(2)桑折緑風園及び関係介護保険事業の用に供する土地は、桑折町に帰属させる。

(3)川俣光風園及び関係介護保険事業の用に供する土地は、川俣町に帰属させる。

(4)地域振興課所管公用自動車（1台）は、福島市に帰属させる。

2 養護老人ホーム運営移譲先法人に無償譲渡する財産

(1)桑折緑風園及び関係介護保険事業の用に供する建物及び物品は、運営移譲先法人である平成23年2月設立予定の社会福祉法人緑風福社会（仮称）に無償譲渡する。

(2)川俣光風園及び関係介護保険事業の用に供する建物及び物品は、運営移譲先法人である社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会に無償譲渡する。

3 前二項に掲げるもの以外のすべての財産は、福島市に承継する。

平成 年 月 日

福島市長	瀬戸孝則
伊達市長	仁志田昇司
桑折町長	高橋宣博
国見町長	佐藤力
川俣町長	古川道郎

それではご説明を申し上げますが、既にお配りをしてございます議案第101号の参考資料をご準備いただきたいと思っております。これはただいま申し上げました別紙の具体的な中身でございます。それで、中ほどの1番に関係市町に帰属せしめる財産ということで記載してございますが、まず、(1)の福島地方拠点都市地域ふるさと市町村圏基金及び同基金の運用益でございますが、これは福島市から川俣町、構成2市3町すべて記載してございますけれども、川俣町と合計についてのみ申し上げたいと思っております。まず、市町村の区分で川俣町、下から2段目でございますが、出資金が1億920万円。出資率が0.049、運用益が217万5,000円。合計1億1,137万5,000円でございます。合計が22億2,880万円。すべてなので1でございます。運用益が4,440万円で、合計が22億7,320万円で、これが構成2市3町の合計額でございます。その下の欄に県の補助金ということで、1億5,920万円ということで記載してございますが、それは先ほど申し上げましたように、県の方に変換する形となります。構成2市3町の出資金と県補助金を合わせまして合計額が23億8,800万円となります。

続きまして、次の(2)は、桑折緑風園関係でございましたので、記載のとおりということでご覧いただきたいと思っております。

その下の(3)、川俣町光風園及び関係介護保険事業の用に供する土地ということで、まず、川俣町に帰属させる。

次のページをお開きください。左側の一番上でございますが、まず、所在地が伊達郡川俣町字上桜23番1ほか、面積が1万6759.79平方メートル。取得年月日が3段でございますが、一番上が宅地を取得した年月日ということで昭和53年10月30日。あと以下はその法面とか道路の端の方の土地というか、そういった宅地以外のところでございます。取得価格が1億3,374万5,969円となっております。

(4)が、地域振興課所管の公用車ということで、これは自動車1台福島市に帰属ということでございます。

その下の2番、養護老人ホーム運営移譲先法人に無償譲渡する財産ということで、(1)につきましては、桑折緑風園関係でございますので、記載のとおりということでご覧いただきたいと思っております。

(2)につきましては、川俣町光風園及び関係介護保険事業の用に供する建物及び物品ということで、運営移譲先法人であります社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会に無償譲渡するというところでございます。これにつきましては、建物のみ、一番上の段のみ申し上げます。あと2段、3段は物置でございます。まず、名称でございますが、養護老人ホーム川俣光風園。用途が養護老人ホーム。入所定員が75名。介護事業事務所となっております。建築年が昭和53年。所在が伊達郡川俣町字上桜23番地1。構造面積でございますが、鉄筋コンクリート平家建ての2145.3平方メートルでございます。

右のページをご覧ください。一番上は物置ということで省略させていただきます。その下が主な物品、これ取得価格が100万円以上のものということで記載してございますが、まず、資産ということで自動車が3台、あとその下にいきますと食器洗浄機1台、コンベクションオープンが1台、緊急呼び出しシステム1台、公衆電話ボックス1台となっております。取得年月日、取得価格、備考欄のこれは車の名称については、記載のとおりでございます。その下の前二項に掲げるもの以外のすべての財産ということで、これを福島市に承継する。なお、事務承継後の引き継ぎ予算にかかる決算剰余金の処分については、関係市町間の協議によるとされております。この前二項に掲げるもの以外のすべての財産については明記がございませんが、この中の主なものを申し上げますと、現在、広域事務組合の事務所の中で使用されております什器備品関係でございます。例えば通常の事務用机が9台、同じく事務用イスが9脚ですか、あと書庫が12個ほど、あと応接セットが一式ということでございます。以上で説明とさせていただきます。

- 議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。遠藤宗弘君。
- 14番（遠藤宗弘君） 財産といってもこれ出資金が一番問題なんだろうと思うんですが、これだけ古い建物を譲渡するんであれば、この出資金を活用する、確かにこれはすぐに運用するということはできない規約になっているわけですが、組合の中でこの出資金を各町村が負担割合に応じて負担していたこの出資金を、建物やなんかの改築のために使うという議論はなされたのかどうか。立地町としては、当然そういうふうな条件も出しながら、やっぱり住民の便利さを確保するという努力をしなくちゃならないんじゃないかと思うので、その辺の提起やなんかはなされたのかどうかをお尋ねしておきたいと思っております。
- 議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、この出資金につきまして、建物の改築に使うための議論をされたのかということでございますが、

まず、出資金の性格上、建物の方にすぐそのままは使えないという原則がございます。この出資金の建物の修繕費用とするための方法としましては、この出資金そのものの満期が来年の3月31日ということがございます。今のところの事務処理の考え方では、満期が来た日と同時に町の方の歳入になりまして、あと翌年度の予算の中で工事の費用を負担するというような形になっております。その出資金そのものを考えて建物の直接の改築はできないということがございますが、そういった財源をそれぞれに帰属させるというような考え方でいきますと、そういった財源を下にやはり大規模改築の方の充当ということは、それぞれ会計処理上はまた別な形にはなろうかと思えますけれども、そんなことで考え、実際の出資金を活用した建物の改修の方の形に会計処理上はきちんとした処理が必要でございますけれども、そういったことも考えられているということでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あまり難しいことを言われると私分からなくなっちゃうんですが、例えば具体的に言うならば、これは基金そのものは使わないで運用益を活用するというものではないでしょうか。このことについては、川俣町でもそういう資金ありますよね。ところが、それはもう運用益がなくなったので、元本に手を出しているということあるわけでしょう。実績を持っているわけですから、これをこの立地町である川俣町が老朽化した施設を建て直すために、そういう手だてを取ろうという努力はなさったのかどうなのかと聞いているんですよ。このまま使えないなどというのは百も承知のうえで聞いているんですから、そんな長々とやらないでください。提起できたのかできなかったのかと。しなかったとすれば、やはり住民福祉に対して、町の姿勢はどうだったのかということが見られるわけですから。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

ご質問のとおり、この改修については、事前に用意をし担保してやるべきだという議論をしてきました。これをもう返さないでやったらどうかと議論したわけがあります。しかし、これは制度上、最終的にはやはり返さざるを得ないということになりまして、じゃ、それを担保するのにどうするかということで、これは3月31日現在で返すわけではありますが、しかし、そのものは当初予算、23年度の当初予算に必要経費をそれぞれ各市町応分のこれを計上するというような最終的な考えにまとまったところがございますので、議論を重ねた結果、しかし、これは制度上は返さざるを得ないという制度でございますので、しかし、その後についても対応する必要については3月の当初予算の議会で予算を計上して対応していくようになりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君） 民営化されるにあたりまして、継承されます社会福祉法人の方では、こういった財産の継承とともに、一番今、現場で進行されておりますのは、

職員の問題もやはりあるかと思うわけでございまして、民間のサイドでありますならば、現在の権利、あるいは月給というものはこのままというわけにはいかないことは我々も承知しているわけでございまして、それがために民間に譲渡して継承していただいても運営できるというような前提条件になっているわけでございまして、これらの資料を見ても、現在の職員は継続して雇用して運営するというふうな前提条件になっているわけでございしますが、聞くところによりますと、もう既に各職員に対します個々の折衝がなされているというようなことでもございまして、当局でつかんでいる、あるいは管理者として、あるいは幹事として、民間になれば現行からどれだけの賃金格差が生まれているのか。あるいはそれらには介入できないと思えますけれども、できるだけ今まで貢献しております職員の皆様方を保護できるような体制もこういった事務組合の総合的な感覚の中で養っていかなくてはならない、保護していかなくてはならないということと、もう一つは、そのことによって入所者が安心で安全で、あるいは民間になっても心配ないんだというふうなお墨付きが必要かというふうにご考えておるわけでございまして、現況の中でもう既に定年間近いので辞めるというふうな職員の数、あるいはまだまだ若いのでいくら安くとも民間になってもこの職場に依存するというか、勤務するというふうな意向の職員等もあるというふうに承っておるわけでございすけれども、そういった職員の身分、あるいは職員に対します権利というものをどれだけ継承されます団体意見具申があったのがどうか。あるいはあくまでも民間であれば民間ベースで一切今までの総合事務組合の方は関知しないで済むことなのかどうかというふうな、この性質上の問題等につきまして確認をさせていただきたいと思えます。以上。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

民間になればなった際の賃金の関係とか、あと権利の関係ということでございすけれども、採用に関しては、その採用を積極的にされるようにというふうなことを法人の方にそのお願いをしているとか、あとまたその賃金関係とか労働条件とかそういったことになりますと、それはそれぞれの法人の給与規定なり、労働条件の規定というんですか、そういったので対応するというところでございすので、その辺につきましては、これはこうなさいということまでは、それは言えないということでもございすますが、雇用の面についてはお願いをして、それはそういったヒアリングの中でもそういったことも含めていろいろ依頼した経過はあるということでもございす。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そういった保護的な立場に立ってお願いをしてあるというふうなことでもございすけれども、やはりそれら重要な案件でございすので、そういったこと等につきましても、幹事、あるいは管理者は、今現在、どういう意向でどこまで進んでいるかということ等についても察知しておく必要があるかと思うわけでございすので、なお一層まだまだ3月31日まではこの運営形態で、この状

況で継続されるわけでございますので、そういった情報等につきましても的確に情報をつかみ、あるいは的確に判断し、あるいは根本的に是正しなければならないところは今きりないのではないかというふうを考えるわけでございますので、是非これは要望でございますけれども、そういった情報公開等も適切に行っていくことが、行政としての役割ではないかというふうなことで、あえて要望をして質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 2点お尋ねしますが、この2億7320万円ね、県のお金を差し引いたね、このお金を改築費に充ててスムーズに民間移譲しましょうと、桑折町も川俣町議会もそう出しているわけですから、そういう提案を川俣町はしたことがあるのかなのか、そのことをまず聞きます。

それから、もう1点は、移譲後は大規模改修するんだと。来年1年でやるのかやらないのか分かりませんが、まあやりたいようなやりたくないような話が出てますね。大規模改修にも数億円かかるわけですよ。あるいは解散に伴って退職金の上積みの問題ですとか、数億円の構成市町の支出が予定されているわけですが、今年度予算で支出するわけではないわけですよ。来年度予算で支出するんですよ。そうしますと、その支出先は、例えば認められたとして、支出先はどこになるのか。それから支出する名目は何になるのか。それをちゃんと担保するんだとするならば、本来は今議会にその解散の案件と同時に、本来は最初は3年間でやるとか2年間でやるかとかこう言っているわけですから、債務負担の議決が当然ですよ、担保としてやるならば、だれでも分かる担保だったら債務負担行為の提案がそれぞれ各構成市町にあってしかるべきだとかいうふうに思うんですが、それについてなんで出てこないのか質問いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1点目、答弁いたします。

このことについて質問のことにつきましては、十分に議論を重ねました。重ねましたけれども、先ほど話されているように申し上げましたが、制度上、これについては一旦返すというようなことの結論に達しまして、じゃ、その負担については今年度の新年度予算に計上するというようなことになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長、支出先について。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 退職金につきましては、22年度予算で負担をするということになっておりまして、それは今後、退職の関係が明確になった段階でということで、3月の補正には間に合うようにということで、2月の中旬ぐらいには明確になるということで連絡がきております。

○議長（佐藤喜三郎君） 支出先と支出名目。その予算の支出。改修費用。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 改修費用につきましては、来年の23年度の予算でこれは補助金に計上しまして、あと支払先は直接当該法人の方に支払うということ

となっております。以上で答弁いたします。（不規則発言あり）それは23年度1年のみで負担をするということとなっておりますので、単年度予算の中の補助金のみでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 町長ね、いつも町長勘違いして聞いているんだと思うんですよ。基金をそのまま使えないのはそれは分かっているのね、だれでもね。けれども、それを原資に返そうが返すまいがいいんですよ。返したって構わないですよ。返したって改築にこの基金を充てるから、それは構成市町が将来その分負担をしましょうと。で、改築をとにかくしましょうという、その議論を提供したんですかということを行っているわけですよ。制度上、返さなきゃうまくない。それはどうでもいいの。22億円もあるんだから、現に。そして、桑折町も川俣町も改築して、だれしもが安心してできるようにして民間移譲した方が良いでしょうと、こう言っているわけでしょう。だから、それを原資にして改築ということを管理者会議なりで提供して議論をした経過があるんですかということを行っているんですよ。全然違うね、町長答弁していること。そこをもう1回きちっと認識して答弁してください。

それから、企画財政課長答弁したやつね。来年度補助金で支出するんだと言いましたよね。補助金というのは、勝手に作られないでしょう。町に補助金交付要綱とかなかったら、どの補助金に該当して出すんだか私分からないけど、単に出すわけじゃないでしょう。済生会だってなんだって条例があって、支給条例があって、それに基づいて要綱を作って、規則作ってとこうやるわけじゃないですか。だったら福祉団体はいっぱいあるわけですけども、そういった補助金交付要綱なり何なりという話、あるいは条例に基づいて補助金出すんだから、基本的に新しいものだとすればですよ。そういったものが関係市町で担保されて、こういう条例作ってこういうふうに支出しましょうねとかとあるのかなと。そういうことはどうなっているんですか。

あとね1年だから債務負担行為いらぬと言うけど、解散は3月31日でするわけでしょう。議決は今するんでしょ。そこが担保の話でさっきからずうっと言っているわけじゃないですか、いろいろ。12月議会で解散してしまったというのは認めてしまって、あと来年度予算の話になったら、いや、うちら方も財政状況大変だから、これやっぱり3か年でしましゅうねとかね、これはぜいたくだからこれはやめましようねという話が出てこないとは限らないじゃないですか。ですから、すべてのものを今議会で決着するんだというならば、そういったどういう仕組みでやっていくのかということもですよ、なんで一緒に提示をされないのか。詰まっていないとすれば、正に不十分でね。片方では疑義があると言っているのに、詰まっていないことをとにかく解散だけ急ぐというね、そういったことになってしまうと思うので、その辺はどこまで本当に事務的には進んでいるのか、考えがまとっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

基金を取り崩して、それを使ってやろうという議論も重ねてきました。先ほども答弁いたしました。それでですね基金の問題については、そういうことで対応してきました。改修の議論をしてきました。新しく造る議論も話をして経過ございますけども、正しく新しくなりますと場所の問題も含めて、今のところで良いのかどうか、1市9町、そのような中でいろんな議論が出てきます。ですから、前の1市9町の状態のことも踏まえて議論したらどうかということですが、しかし、これ今現在はそれぞれ合併し2市3町になっておりますので、現状の中で対応するというようなことの話になってきた経過がございますので、議論をしないわけじゃなくて、議論をした経過もあります。結果的にこのような形で現在、提案するというようになっております。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ご質問にお答えいたします。

補助金の交付の関係でございますが、これは補助金要綱を整備をしまして、補助金として当該法人に交付をするということで、事務的なものでは打ち合わせが進んでおります。

あとまた、今回の解散の議決の関係と基金が戻されるというか、帰属されるのが3月末、あと補助が4月ということでございますが、これはあくまでもまず基金につきましても、3月31日に町の方に帰属されるという形でございますが、その基金そのものはあくまでも建設補助用基金ということではなく、基金として帰属されますので、それは別な性格となります。4月に補助要綱に基づきまして補助金を交付しますのは、その養護老人ホームの改修工事にかかる、ちょっと名称はまだこれからですけども、補助金の交付要綱ということで補助を交付しますので、お金としてはその動きとしては大変近い3月から新年度の動きということにはなりますけども、それは全く違った性格のものが入って出るというような形になりますので、それは特に単年度の処理ということで、これは1年で補助は終わるということで事務的に進めておりますので、単年度処理で問題はないというふうに考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 町長ね、だから議論はしたんだけど、だめだったと言うんだけど、なんで改築はだめだという理由になるのか。そこは1回も聞いたことないですよ。なんで改築はだめなんですか、ここの理由は1回も私聞いたことないです。全員協議会であれ何であれ今まで議論してきたけども、大規模改修しかなないんだという話だけであって、なんで改築はだめなのか。それぞれ桑折にしたって我が町にしたって改築をした方がこれからの将来を考えれば一番良いことですし、それから入所者にとっても良いことですし、更にその地域全体を考えてみたって一番良いわけですか。そして、委譲を受ける法人にとっては一番良いことじゃないですか。だれしも悪いことではないのに、改築がなんでだめだかというのを明確なご答弁を聞

いたことがないので、改築はなぜ選択肢に入っていないんだか、よく聞きたいと思うんです。分かるようにお答えいただきたいと思います。

それから、来年度ね補助金で出すんだという話で、性格違うんだと言ったでしょう。今年の解散することと基金をもらうことと補助金を出すことは性格違うんだと言ったでしょう。正にそのことが問題なんですよ、私から言わせると。性格が違うんだから来年度の政策事業になったら性格違うんだもの、おら方の財源では出されないと言われたってしょうがないじゃないですか。そこは一体のものでしょうか。一体だからこそ一緒に議決をしたり、一緒に制度仕組みを整えなくては、昔の川俣ホームの二の舞を食うんじゃないですかという心配をしているわけですよ。自らが違う性格だと言ってしまったら、この次幹事会に行ったときに、違う問題だと、そう言われたらば、しょうがないでしょう。返す金ともらう金は別の話だから、それはそれでいろいろ検討したんだけど、今度変わったんだと言われたら、もう決まっちゃったらば何も言えないじゃないですか、別な性格だと、自らが幹事で行く課長が認めているわけだから。そこは一体のものでないかと私は思うんですよ。だから一体に処理しない理由をお聞きしたいんですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 改築の件でございますけれども、議員ご存じのとおり、川俣光風園についても、耐用年数がまだ数十年残っているわけでありまして。そんな中で、そのことも踏まえて検討し、そして、大規模改修で間に合うかどうか、耐震問題も含めてそれぞれやった結果、安全、安心を守るうえでも今の改修で大丈夫だというようなことになったことで、今回の計上になっているので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、今の国の負担金、戻す金と出す金と別だということでございます。しかし、心配されておるような、前にこういうことあったということについては、私も十分今日の議会でもそれぞれの議員の方々からお質しを受けておりましたので、今度のこの件については全くそういうことのないように、私も会議の場でもお話をしておりますし、今までの反省点も踏まえながら、川俣町としての主張をし、この町民がかかわる施設でございますので、対応すべくやっておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

よって、議案第101号「福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について」は、総務文教常任委員会に付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第15、議案第102号「平成22年度川俣町一般会計

補正予算（第5号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

- 企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第102号 平成22年度川俣町一般会計補正予算（第5号）について説明した。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第16，議案第103号「平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

- 保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第103号 平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明した。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第17，議案第104号「平成22年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。こども教育課長。

- こども教育課長（佐藤光正君） 議案第104号 平成22年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号）について説明した。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第18，議案第105号「平成22年度川俣町水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

- 建設水道課長（沢井一雄君） 議案第105号 平成22年度川俣町水道事業会計補正予算（第4号）について説明した。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

- 議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただき、付託された請願等の審査をお願いいたします。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長をお願いいたします。

明日10日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。11日は土曜日、12日は日曜日のため、休会といたします。13日、月曜日は、午前10時から本会議を開き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後4時44分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 菅野清一

同 署名議員 齋藤博美